

しむべき裁判官にして、國體を辨せず、國性を解せず、風俗慣習に通せずむば、克く帝國の道義を體し、裁判の神聖なるを望むべからざるなり。帝國の道義は、國體國性の淵源にして、風俗慣習を産出する根源たるに於て、帝國の道義に由て制定せられたる法律を適用するの裁判官たるもの、躬自ら道義を恪守するにあらずむば、法律の精神を解釋する能はざるや必せり。已に法律の精神を解釋する能はずして、焉むぞ法律を活用することを得むや。故に吾人は帝國の道義を述べ、立憲政治の善良なる發達を遂げ、國家の進運を圖るに於て、司法裁判所及、裁判官を以て、最も道義を恪守遵奉せざる可からざるものと爲す者なり。

帝國の司法權は、帝國憲法第五十七條より第六十一條までの五箇條に於て欽定せられたり。第五十七條に曰く、『司法權は天皇の名に於て、法律に依り裁判所之を行ふ』と。而して其第二項に於て、『裁判所の構成は、法律を以て之を定む』とあり。是に由て之を見れば、司法權なるものは、全く天皇の大權に屬し、裁判所をして之を行はしむと雖も、其裁判を行ふ所の裁判所の構成は、之を立法府に屬せしめられたり。之を歐米列國に見るに、英國の如き、佛國の如き、憲法上に於て、設定せられたる法廷

なきにあらず。英國の貴族院及、樞密院の司法委員會の如き、獨國の聯邦參議院の如きありと雖も、其他の列國は概ね皆司法部なる裁判所の構成は、立法府に委任せられざるはなし。帝國憲法第五十七條に於て、裁判所の構成を立法部に屬せしめられたるもの、亦當然なりと謂ふべし。立法部に於て、裁判所構成法なるものを制定し、大審院控訴院、地方裁判、區裁判の四種に分ち、各々其職務權限を附せられたるは、五洲列國の例に據られたるものなりと雖ども、帝國は自ら帝國の國體國性に基き、地理人情を參酌し、風俗慣習に適合せしめたるものに、あらざるはなきなり。

人の性は善なりと云ひ、又惡なりと云ひ、人は苦痛を忍びて善に達するものなりと云ひ、人は快樂を好みて善を行ふものなりと云ふと雖も、人性の歸着する所を研究、解釋したるもの、古來未だ會て之あらざるなり。是を以て紛争と爲り、暴行と爲り、或は財を奪ひ、或は人を傷け、騷動擾亂、底止する所なきもの、社會今日の常態にして各國皆然らざるはなし。故に國家之を制裁し、之を處分すべきの法律なくむばあらず、既に法律あり、之を適用すべきの司法裁判所、裁判官無かるべからず。帝國の往古は、成文法律なるもの悉く備らざりしと雖も、肇國以來の國體に基き、國性に

従ふ所の習慣法なるものなきにあらず、習慣法なるものは是れ道義なり。道義に由て紛争を解き、暴行を制し、財を奪ひ、人を害するものを所罰す、故に檢非違使、判官等の官職を置きたるは、之を歴史に徴して斑々考ふべし。國家の開明に趨くに從ひ、社會人事日に複雑と爲り、其法律も亦漸次完整周密を加ふるに至れり。故に今上天皇、皇政維新以來、政府は司法權獨立の基礎を定め、神聖の裁判を以て、身體、生命、財産の安固を保持するを期し、帝國憲法を欽定し、君主立憲政治を建設し、全然司法權の獨立を確立し、終に現代の制度を見るに至りたるものなり。

國家の法律は、其國の人情風俗に基因し、舊慣古例を斟酌し、漸次に條文に制定せられたるものなりと雖も、國各國體國性を異にす、隨て人情風俗の同じからざるものあり、舊慣古例も亦隨て異同なき能はざるなり。故に帝國の法律は、帝國固有の國體國性に基き、人情風俗を尊重し、舊慣古例を斟酌して制定せられたるや、論を俟ざるなり。米國人ウイルソン言へるあり、『各人民及、各國家は、自個の經驗に從て生存するを得ざるが如く、國家も亦決して他國の經驗を借用するを得ざるなり』と、法律の制定せらるゝや、全然自國の經驗し來りたる所の舊慣古例に由らざるべから

ず。帝國は肇造以來、茲に三千載の國體國性を保維し來り、五洲列國、其比類を見ざるの帝國なり。而して其舊慣古例も亦三千載の經驗を重ね來れるものたるに於て、之を如何ぞ尊重せずして可ならむや。帝國の法律なるもの、開國の國是に依り、五洲列國と親交を結び、彼の文物憲章の輸入し來れるの後に於て、制定せられたるものたるを以て、其外形組織に於ては彼れに摸倣したるもの少なからずと雖ども、其精神たるや、帝國の固有のものなりとなさざるべからざるなり。此の如く、帝國の法律は、固有の國體國性に基き、人情風俗を斟酌し、舊慣古例を尊重して、制定せられたるものといせば、是れ即ち帝國の道義の實現したるものなりと言はざるを得ざらんなり。

帝國の道義の實現したるものは、帝國の法律なりと言はざるを得ずと雖ども、歐化主義の流行し、彼を尊びて先進國なりとし、我を賤みて後進國なりとなすの現代に於て、制定せられたるの法律なるもの、果して國體國性に基き、人情風俗を斟酌し、舊慣古例を尊重したるものなりと斷定する能はざるは、吾人の常に遺憾に堪へざる所なり。然れども、法律の活用は要するに之を其人に俟たざるべからず、而して

法律を活用するは司法裁判所にして、裁判官の執行に由らざるべからず。故に法律を執行する裁判官たるものは、躬自ら道義の指導者となり、師表者とならざるべからず。苟も裁判官にして、道義の指導者たり、師表者たるの地位にあらしめば、假令法律は歐米列國に行はるゝ所を摸倣したるものとなすも、法律を活用するに於て、之を國體國性に反らざらしめ、之を人情風俗に背かざらしめ、之を舊慣古例に適合せしむること、敢て難しとせざるなり。之に反して、法律を活用する所の裁判官にして、此精神に乏しとせば、帝國の道義は廢頽し、帝國の國體國性及人情風俗と、及舊慣古例とは破壊せらるゝに至らむ。果して然らば、今上天皇の光輝ある歴史の成績を貽したりと宣せられたるもの、又現代を限りとせざるを得ず。故に帝國を扶植するもの、吾人一に之を裁判官に庶幾せざるを得ず。

帝國の司法裁判所及裁判官たるや、帝國憲法第五十八條に於て欽定せらるゝ所なり。而して此の欽定たるや、文武百官中に於て特別の欽定にして、是れ實に裁判の神聖にして獨立ならむことを期したるなり。帝國に此神聖なる裁判あり、因て以て臣民の身體、性命、財産の安全を確保するを得べし。裁判官たるの職權たる、至

大至重なりと言はざるを得ず。此至大至重なる職權を擔ふ所の裁判官たるもの、焉むぞ肇國の道義を恪守し、忠誠以て國家に報じ、信實以て天皇の臣民に臨む所なくして可ならむや。帝國の現代は、國體國性共に異り、人情風俗共に同じからざる所の歐米各國に行はるゝ個人主義、輸入し來り、個人を先にし、國家を後にし、公利公益を輕むじ、私利私慾を重しとするの結果、其訴訟は民事たると刑事たるとを問はず、個人主義の觀念より湧出し來らざるはなきなり。個人の權利、固より重せざる可らず、然れども個人の權利を行使するが爲めに、國家の安寧を妨げ、秩序を紊し、利益を害するを許すべからざるなり。帝國の君主立憲政治は、國家の安寧秩序を保ち、國家の興隆盛榮を期し、個人も亦其慶に頼らしめむとするにあり。而して之を爲すこと如何、曰く、帝國の道義をして、益々光輝を發揚せしむるに若かざるなり。裁判官たるもの、其至大至重の職權を行使するに於て、必ずや此の精神、此の觀念なくばあらざるなり。

司法裁判所の裁判をなすに方り、特に吾人の希望を開陳せざるを得ざるものは、檢事なり。檢事は行政官にして、司法大臣の下に在るものたりと雖も、亦裁判官と

共に裁判に關係するものなり。検事の職務たるや最も廣大なり、故に責任も又重大ならざるを得ず。其廣大なる職務を執り、重大なる責任を盡すに於ては、造次だも、顛沛だも、忘るべからざるは帝國の道義にして、國體國性に照し、人情風俗に鑑み、舊慣古例に依り、以て犯罪者の起る所を考量せざるべからず。犯罪者の起るや、必ずや道義の觀念に變化を來すに因らざるはなし、是れ國家盛衰の岐るゝ所にして、微細の點に於て國家の大勢を想察するに難からざるなり。然るに、檢事なるもの、道義の精神なく、むむば國體國性を見ること甚だ軽く、人情風俗に通ずること甚だ薄く、舊慣古例を守ること甚だ乏し、からざるはなかるべし。而して、唯是れ現世主義を以て裁判事務を執行するが如き、あらしめば國家の將來を危するもの、にあらざるなきか。帝國をして、君主國たらしむるも、共和國たらしむるも、個人の現世に於て安穩幸福に過すを得ば、足れりとなすもの、ならしめば、或は可ならむ。然れども、帝國臣民たる吾人は、祖先あり、子孫あり、萬世一系の天皇を奉戴して、三千載の光輝ある歴史の成績を貽し、又之を天壤無窮に傳へざるべからざるもの、なりとせば、帝國臣民の身體性命財産を確保せしむべきの職責を帶るの檢事は、帝國の道義を恪

守遵奉して、犯罪者の續出する所を道義に鑑み、犯罪者を處分する所も亦道義に鑑みるの覺悟を有せずして可ならむや。憶に現代の檢事なるもの、必ずや道義を恪守せざるはなかるべし、又何ぞ吾人の喋喋を要せむや。

現代の裁判に向て、世人の常に遺憾を懷くなきを得ざるものは、何ぞや。司法裁判所及裁判官は、帝國憲法の欽定せらるゝ所により、立法及行政の兩部と對峙すべきものにして、裁判官は特に憲法五十八條により任ぜらるる所にして、即ち終身官なり。檢事は行政官にして、司法大臣の下にあるものたりと雖も、裁判所構成法に據れば、準終身官たり。是れ國務大臣の干渉を受け、法律の適用に偏頗なからしめむが爲たらざるはなし。國務大臣は立憲政治に在ては、政黨政治の消長如何により、屢々其更迭を見ることあるを免れず。政黨政治に出る國務大臣をして、代議士の選舉を始めとし、其他の刑事民事の裁判に自黨、自社、自社の黨員、社員を保護する干渉を敢てすることなきを保せざるべし。是れ憲法に於て、特に判事、檢事の職權を重むじ、終身官として之を保護する所以なり。然れども、現代に於ける裁判は、果して克く國務大臣の干渉を受くるなしとするか。判事、檢事は、時にありて國務大臣の

意。向。に。適。合。せ。む。と。す。る。の。裁。判。を。爲。す。こ。と。な。し。と。す。る。か。吾。人。は。世。人。の。常。に。遺。憾。と。す。る。所。を。否。認。す。る。能。は。ざ。る。な。り。帝。國。の。道。義。は。忠。孝。に。あ。り。忠。孝。以。て。祖。宗。と。祖。先。の。肇。造。し。た。る。國。家。に。貢。獻。す。る。は。是。れ。報。本。反。始。の。道。に。し。て。帝。國。の。道。義。を。恪。守。す。る。も。の。豈。此。忠。孝。の。大。節。無。か。る。べ。け。む。や。道。義。に。由。て。大。義。名。分。を。正。し。大。節。を。懷。き。て。職。務。を。竭。さ。む。と。す。る。も。の。富。貴。も。淫。す。る。能。は。ず。威。武。も。屈。す。る。能。は。ざ。る。の。概。無。か。る。可。か。ら。ず。此。本。領。無。く。む。ば。憲。法。に。於。て。保。障。す。る。司。法。權。の。獨。立。な。る。も。の。は。空。文。に。歸。す。べ。き。な。り。

吾人は民事訴訟法と刑事訴訟法とにより、法律的に之を論せむと欲するものにあらず。民事の訴訟たると、刑事の訴訟たるとを問はず、凡そ訴訟の起るもの道義の旺盛ならざるに起因せずむばあらざるなり。道義の廢頽するや、個人にありては訴訟となり、國家にありては擾亂となる、其關する所廣且大なり。司法裁判所にある裁判官たるもの、深く帝國の道義を恪守し、訴訟の審理を遂げ、判決を與ふるに方り、法律の適用に誤りなからむを期するは、司法たる其名に於て固より論を俟たずと雖ども、法律を解釋し、法律を適用するは帝國の道義を恪守するの精神より出

でざるべからずとなすものなり。吾人は訴訟の大小により敢て言論を異にせず、然れども、控訴院、地方裁判所、區裁判所は、各々其審理を遂げ、判決を下す訴訟事件に區別を有せざるはなし、大なる訴訟は固より慎重にせざるべからず、小なる訴訟も亦慎重にせざるべからず。凡そ區裁判所の管轄として、審理を遂げ、判決を與るは小なる訴訟を區裁判所の民事に提起し、刑事に告訴するに至れるもの、深く裁判官の注意を要する所たるべしと信するなり。

一畝歩の土地、一圓の金錢に對して、民事の訴訟を提起せられ、又提起せざるを得ざるもの、其訴訟の基因は彼我共に之れなくむば社會生活に關係を及すが爲たらざるべからず。詐欺、竊盜の些細なる金錢、物品に對して、刑事の訴訟を提起し、又提起せらるゝもの、又民事と同じく、其訴訟の基因は彼我共に之れなくむば社會生活に關係を及すが爲たらざるべからざるに由る。吾人が此の觀察は、蓋し十中に於て七八は誤らざるを信するなり。帝國臣民の五千萬は皆是れ吾人の同胞なり、皆是れ天皇の赤子なり。肇國の當初に溯て之を考れば、一家族より分散したるものたらざるはなし。是を以て日本記は言ふ、「一種繁殖して萬種となる」と、是を以て大

日本史は言ふ「天下一姓なり」と。而して社會の進歩に従ひ、人事萬般の複雑なる、生存競争の激甚なる、彼等をして此の行爲を取てするに至らしめたるもの、國家も亦其責を分たざるを得ざるものあらむ。孝を祖先に追ひ、忠を君主に盡すは、帝國道義の淵源にして、忠孝一致、岐るべからざるは帝國の國體なり、國性なり。此の國體國性の下に立ち、此の道義を恪守せざるべからざるの臣民として、此の如くに至れるもの、道義の頽廢したる結果にあらざるなきか。此の民事、刑事の訴訟を審理し、判決するの裁判官たるもの、焉むぞ躬自ら帝國の道義を恪守遵奉し、帝國の道義に鑑みて、法律を適用するに一層の注意を要せずして可ならむや。是れ吾人が訴訟は大小を以て輕重を分ち論ずるものにあらずとするも、而も尙ほ區裁判所の管轄する民刑訴訟事件に對して一言せざるを得ざる所以のもの、危險思想の胚胎せむとする所は、果して何れの所にあるやを深く懸念せざるを得ざるが爲なり。

吾人は現代の裁判官を以て、法律の智識に富まざるものとせず。蓋し帝國現代の教育なるもの、物質的の教育にして、科學の研究に至らざるなきを以てなり。左れど民事、刑事の訴訟なるもの、悉く皆な智識の然らしむる所なりとなすべからず。

忠孝の行爲を現すも、心靈的なれば、危險の思想を起すも、心靈的なり、心靈的の發動に對して之を解釋するは、徒に法文的に偏すべからず、宜しく心靈的ならざるべからず。吾人の帝國の道義を唱道するもの、智識の不足を補はむとするものにあらずして、精神の涵養を必要なりとするものなり。精神の涵養は人類畢生の事業たらざるべからず、是を以て吾人は獨り司法裁判所の裁判官のみに向て、道義を恪守遵奉せざる可らずとなすものにあらず。立法部に向ても、行政部に向ても、將又一般臣民に向ても、道義を恪守遵奉せざるべからずとなすものなり。而して特に司法裁判官に向て之を唱道する所以のもの、法律は道義に依て制定せられたるものにして、法律を活動せしむるものは裁判官に在て存すればなり。裁判官は常に道義を恪守遵奉するのみならず、之を職責の上に應用するの最も必要を感せざるを得ざるものたればなり。

司法裁判所の構成は帝國の現代に在ては、一個の大審院、七個の控訴院、五十七個の地方裁判所、三百十二個の區裁判所あり、未だ全く完備せずとのみ言ふべからず。而して是等の司法權を執行する所の、大審院、控訴院、裁判所には、明治四十四年十月

一日現在に據れば、千九十六人の判事と三百八十六人の検事とに由て配置せられたり。構成法を遺憾なく完備せしめむとするに於ては、判検事は數に於て充分なりと言ふを得ずと雖、構成法の如何に拘らざれば又小數なりと言ふ能はざる也。是等の裁判官たるもの、帝國の道義は宇宙の眞理にして、帝國の肇造せられたるもの、即ち此の道義に起因するものなり。道義は發して皇祖皇宗の遺訓となり、國體之に因て鞏固に、國性之に因て向上温健に、人情風俗之に因て高尚善美に、舊慣古例之に因て保持せられたることを覺知し、益々此道義を恪守し、愈々此の道義を應用して、遺憾なく至廣至大なる職責を盡すに至らば、諸君は道義の模範者たり、師表者たるの性質を發揮するに至らむ。果して然らば一般臣民をして、廉耻を重じ、清節を貴ぶに至るべく、帝國の君主立憲政治を完成し、國運益々隆昌、國威益々發展、祖宗の鴻謨を天壤無窮に傳ふ、豈に難しとせむや。

吾人は司法制度と道義の一章を設け、裁判官に對して述べる所の筆を止むるに方りて、之に附隨して一言を述べざるを得ざるものあるは、典獄是なり、辯護士是なり。典獄の犯罪囚人に對するに帝國の道義を以てせざるべからざるは、裁判官と異なるべからず、故に吾人は典獄に向て多言を用ひざるべし。辯護士の職務に従事するも亦裁判官と異なる所あるべからず。帝國の道義を恪守し、道義を以て法律に臨まざるべからざるは勿論なり。近時個人主義の蔓延し、一變して利己主義、我慾主義の傳播する所となるや。一般臣民の模範となるべきの行動を執らざるべからざるの貴重の職務に従事するの辯護士にして、帝國に肇造以來の道義の存在するを知らず、個人主義に走りて、國家主義を顧みず、漫に健訟の弊風を助長せしむるものなしとするか。往昔に在ては醫師は仁術なりと云ふ、蓋し人生の痛苦は疾患より甚だしきはなかるべし、人生の痛苦とする所の疾病を免れしむ、是れ仁術なりと稱するも當らざるにあらざるなり、仁術豈に時代に由て異なるべきものならむや。現代の醫師は職業なり、疾病痛苦、瀕死に呻吟するものあるも、診察料、及、施術料と薬價とを支拂ふにあらざれば之を顧みざるなり。薬價或は可ならむ、診察料と施術料とに至りては如何、而して之を支拂ふ資力を有せざるものは、痛苦を忍びて死生を天命に待たざるべからず。社會の文明は此の如く殘忍なり、冷酷なり、危險思想を誘起するを恐るゝもの、是等の狀勢に鑑みずむばあるべからず。帝國の現

世二千二十の辯護士にありて訴訟を提起し來るもの、殆んどこれに似たるものなきか。是れ皆な歐化主義の襲來し、帝國の道義を蠶食し盡さむとするの結果たらずむはあらず。辯護は諸君の職務なり、必ずや吾人の述る所に對して言あらむ、然れども強て其言を成すもの既に道義を重せざるにあらざるなきか。吾人は其言を聽かんと欲するものにあらず、唯諸君の精神に向て、帝國の道義を恪守せざるべからず、應用せざるべからずと言ふものなり。

評 說

大津君の道義論、至廣大讀者をして襟を正さしむ、敬々服々(三七二ページ)
 法律家用字の定例を見るに、英人の所謂「カスタム」を慣習と稱し、其所謂「ハビツト」を習慣と呼ぶ、此處恐くは慣習の文字を用ふるを佳とす、下同じ(三七二ページ)
 古來、人性を研究する者頗る多し、唯之に關するの學說一致せず、而して其孰か是なるを判する至て難し、余を以て之を見れば、人性善惡混す(三七三ページ)

藩閥跋扈の結果、行政官にして司法權を左右せむと欲するものあり、嘆すべし(三七四ページ)

余の如きは屢々他人の經驗を借るものなり、國と雖焉、ぞ他國の經驗を借るを得ざるの理あらむや(三七四ページ)

日本人、濫りに歐米に倣す可らず、然れども彼の長を採り、我が短を補ふ、何の非か之有らん、唯憾む我立法家、時ありてか、我が長を棄て、彼の短を用ひたるを(三七五ページ)

廣大なる哉此論、庶幾くは裁判官をして之を熟讀せしめむ(三七五ページ)

正大の議論(三七六ページ)

我國民一家族より分散したりとは、恐くは事實に非ず、歴史を通覽するに、外國より我國に移住したるもの頗る多し、而して人類果して一源なりや、是頗る疑はし、余を以て之を見れば、人類果して一源なりや、將又多源なりや、將又多源なるは、是我國體と沒交渉(三八一及三八二ページ)
 頂門の一針(三八五ページ)

戸水寛人

聖上民を愛する大御心を解せず、立法府、法を定むるの精神を顧みず、現時の裁判なるもの、また慨すべき哉(三七二ページ)

判決の示すところは、國民共同生活の結晶體ならざるべからず、換言すれば國民の思想、一要求、行爲の依りて來れる所以を解剖し、之に向つて適切なる斷案を下すことを要す、然かも道義的觀念をや、是れ吾人が多期議會に紛議仲裁法案を提出したる所以の一理由也(三七六ページ)

法條を適用せむが爲めに、若しくは起訴せむが爲めに、一種の成心を以て事實を認定するの傾向あるもの、是れ今日の檢事の常態也、犯罪檢舉の苛酷なる、蓋し偶然ならざるべし、檢事に道義的觀念を與ふるは必要ある勿論のみ(三七八及三七九ページ)

同感。但刑事訴訟法中官選辯護の制あり、辯護士は裁判所の命令に依り、無報酬を以て或る一定の犯罪事件を辯護する法律上の義務を負ふ、而して斯くの

如きは各種職業中、獨り辯護士に於て之を見るのみ、鈴山君以て如何となす(三八五ページ)

高木益太郎

江藤南白の司法に卿たるや、尾去澤銅山強奪事件に於て井上某の罪を糺さむとし、京都府事件に於て、當時の參事植村正直を縛し、巨頭大官に對して法を枉げず、以て司法權獨立の基礎を鞏立せむことを期したりき。然るに憲政建設後の今日、司法權動もすれば行政長官の左右する所と爲り、巨頭大官の爲に法を枉ぐるの事實、往々之あるを聞くは何ぞや。

司法權獨立の基礎微弱未定にして、行政府の奴隸たるが如きは、蓋し從來司法の長官其人を得ず、司直官の地位及待遇、行政官よりも劣れるものあるに由ると雖も、畢竟するに、不羈獨立帝國の道義を發揮する司直官其人を得ざるに由らずんばあらず。鈴山の論、光明正大、此點に於て最も其正鵠を得たり。

今の司直官中、頭腦明晰、才識優秀、法律觀念に富めるもの少なからざること、余

の喜ぶ所なりと雖も、其人の胸裡只是れ乾燥無味底の法律的觀念あるのみにして、塵海の風波を涉り、人世の險途を踏まず、故を以て彼等は、社會の反面を洞見せず、人情風俗を解せず、舊慣古例を辨せず、往々、非常識、非合理の裁判を施して顧みず、社會の笑柄と爲るもの、新聞紙上、迹を絶す、是、世人が現代の司直官を目して非常識、非合理の司直官と爲す所以なり。慨するに堪ふべけむや。鈴山が司直官に對して、帝國の道義を説明する所以のもの、蓋し亦偶然ならざるなり。

司直官が帝國の道義を恪守遵奉せざる可からざるや、固より論なし。然れども、司直官改善の方法として、司直官の待遇を厚うし、之をして獨立不羈の位置を鞏うせしむること(一)必ずしも帝國大學の卒業生に偏せず、廣く人才を天下に求め、特に辯護士社會より判事檢事を採用すること(二)陪審制を設け、執法の公平を期すること(三)等の如きは、蓋し今日の急務なり。余は敢て之を世論に問はんと欲す。

紫 山 山 人

第十七章 陸海軍と道義

帝。國。の。肇。造。せ。ら。れ。た。る。所。以。の。も。の。は。道。義。を。六。合。に。行。は。む。が。爲。な。ら。道。義。は。宇。宙。に。磅。礪。た。る。眞。理。に。し。て。天。地。の。大。經。な。り。皇。祖。皇。宗。は。之。れ。に。因。て。基。を。開。き。吾。人。臣。民。の。祖。先。は。之。れ。に。因。て。皇。祖。皇。宗。を。輔。翼。し。國。政。之。れ。に。因。て。行。は。れ。臣。民。之。れ。に。因。て。其。任。務。を。國。家。に。竭。す。道。義。は。豈。に。獨。り。陸。海。軍。に。於。て。の。み。嚴。守。遵。奉。す。べ。き。も。の。な。ら。む。や。然。れ。ど。も。帝。國。の。興。隆。發。展。勇。武。常。に。之。れ。が。先。驅。た。ら。ざ。る。は。な。し。勇。と。は。何。ぞ。果。敢。衆。之。れ。を。共。用。す。る。を。云。ふ。武。と。は。何。ぞ。威。彊。克。く。禍。亂。を。定。む。る。を。云。ふ。陸。海。軍。は。果。敢。威。彊。に。し。て。共。に。勇。武。を。用。ゐ。て。克。く。禍。亂。を。鎮。定。し。皇。威。を。發。揚。し。國。權。を。擁。護。す。る。を。以。て。其。任。務。と。な。す。而。し。て。其。任。務。を。全。う。す。る。の。道。は。最。も。克。く。道。義。を。嚴。守。遵。奉。す。る。に。在。り。帝。國。の。道。義。は。忠。孝。を。以。て。本。と。な。す。人。忠。な。ら。ざ。れ。ば。武。な。く。孝。な。ら。ざ。れ。ば。勇。な。し。忠。孝。の。道。義。を。嚴。守。遵。奉。し。て。衆。と。共。に。勇。武。を。用。ゐ。て。克。く。禍。亂。を。鎮。定。す。る。是。れ。豈。陸。海。軍。人。の。任。務。を。全。う。す。る。道。に。あ。ら。ず。し。て。何。ぞ。や。吾。人。が。帝。國。の。道。義。を。以。て。特。に。陸。海。軍。に。希。望。す。る。所。以。の。も。の。即。ち。是。れ。な。り。

建御雷神が天照皇太神の詔を奉じて中國に下り、大難を芟夷して、草昧を開きたるもの、勇武の致す所にあらずや。道臣命が神武天皇の先鋒として熊野の險を越え、大和に向て諸賊を破り、又大伴部の將として宮門を衛りたるもの、勇武の致す所にあらずや。日本武尊が築紫に熊襲梟帥を誅し、又蝦夷の賊徒を平定したるもの、勇武の致す所にあらずや。神功皇后の舟師を率ゐて新羅を降し、毎歲貢船を上らんことを誓はしめたるもの、勇武の致す所にあらずや。調伊企儼が新羅と戦ひて敵の捕虜となり、大に新羅王を罵りて死に就きたるもの、勇武の致す所にあらずや。大連物部尾輿が帝國本來の訓を棄て、蕃神を崇敬するの不可なるを論じ、其子大連守屋が堂塔伽藍を焼き、佛像經論を難波の堀江に投じたるもの、勇武の致す所にあらずや。中臣鎌足が中大兄皇子を輔けて、蘇我入鹿父子を誅戮したるもの、勇武の致す所にあらずや。亦以て勇武の忠孝と一致して離れず、常に帝國を擁護し、一旦事あるに際會すれば、必ず燦爛たる光彩を放つを知るべきなり。

中世以降、藤原氏政權を擅にせしより、天地溼晦、道義光を失ひ、四方の土豪閥族なるもの跋扈陸梁を極め、戦亂相踵き、殆んど寧日なし。隨て勇武の實、見るべきもの

なく、徒らに横暴を恣まゝにするのみ。夫れ勇武なるものは、道義之が根本たり。道義に因らざるの戦闘は、假令一時勝利を占むるものありと雖も、是れ勇武にあらず、以て武を驕すものなり。中世五百餘年の間、皇化陵夷、道義地に墜ち、帝國の主權は、其名ありと雖も、其實を行ふこと能はざるに至る、豈浩歎に勝ふべけむや。後醍醐天皇祖宗の宏謨に則り、順逆を正し、天下を澄清せむとするに當り、北畠新田、楠、菊池、名和、兒島等の一族、父子兄弟相繼ぎて王事に殉するあり。中興の業終へずと雖も、其忠孝兼全、勇武絶倫、千載の下凜然として道義を維持するに足るものあり、偉なりと謂はざるべけむや。

吾人は又中世の歴史を繙き、弘安の役に至り、帝國を擁護したる勇武の大なるを認め、感慨禁すること能はざるものあり。嗚呼、皇祖、皇宗、極を立て、統を垂れ、萬世一系、以て今日に君臨するもの、吾人臣民の祖先が輔翼し奉りたる所にして、之れを八荒に及ぼし、之れを無窮に傳ふるは、吾人臣民の任務なり。堂々たる帝國、衰へたることありと雖も、寸壤尺地、豈他姓異族の垂涎を許さむや。然るに、彼れ忽必烈なるものは何物ぞ、我萬世不易の國體を有する帝國を以て、彼の南渡偏安、腐敗せる支那

と同一視し、累世の餘威を挾みて將に鯨吞の欲を逞うせむとせり。此時に方り天地摧けず、日月滅せず、帝國の道義未だ地に委せず、執權北條時宗、元の使を斬り、元の師を塵にしたるもの、是れ豈に勇武の典型を萬世に垂れたるものにあらずして何ぞ。是れ豈に道義の光銜を坤輿に顯耀したるものにあらずして何ぞ。

皇道一たび陵夷せしより、國政の紊亂其の極に達し、法度壞れ、紀綱擧らず、文物典章、全く廢頽し、良風美俗、化して奢侈淫逸の陋態と爲り、勇は以て虐となり、武は以て暴となり、三綱絶え、五常滅せむとするの時に方り、織田信長の勃興するあり、勇武の資を以て皇道の陵夷を慨し、群兇を驅除し、屢々入朝して、神廟を修し、皇城を營み、君臣の大義を明かにして、帝國道義の振興を期したるもの、古の武門武士たるに愧ぢずと謂ふべし。豊臣秀吉その志を繼ぎ、又皇謨の存する所に鑑み、朝廷を擁して、統一の業を全うし、皇威を海外に輝したるもの、克く其任務を竭したるものと謂はざる可からず。要するに、彼等は少くとも帝國の道義を解したるものにして、吾人は彼等に許すに、勇武の稱を以てするに吝ならざるなり。殊に秀吉が三百年前の當時に於て、早く業に帝國の鴻謨は、海島の一隅に偏安すべからざるものたるを自覺

し、遠征の師を出し、朝鮮を併せ、支那を征せむとしたるは、帝國興隆の大計を亞洲に畫したるものにして、是れ豈に皇祖皇宗の遺訓に率由し、帝國の道義を遵奉し、勇武の精神を遺憾なく發揮したるものに非ずや。抑も將軍に任せられ、兵馬の大權を統督するは何の爲めぞや、臣節を盡して帝國を擁護し、勇武を輝かして、列國の野心を挫き、上天皇の稜威を保ち、下、天皇の臣民を安せんとするに外ならざるなり。足利義滿の徒、徒らに將軍の職にありて、自卑自屈、臣禮を明國に取り、彼の冊封を甘受して、耻ぢざるは、不忠不義、武門の面目を汚したるもの、豊臣氏と日を同うして論ずべからざるなり。

皇祖皇宗の帝國を肇造せらるゝに方り、叢雲劍を神孫瓊々杵尊に授け、以て寶祚の隆を訓示せられたるもの、勇武を以て宇内に君臨し、臣民を愛撫慈養するに外ならざるなり。帝國の勇武を尙ぶもの、即ち國體の然らしむる所たらざるはなし。勇武は忠孝に發す、而して忠孝は帝國の道義なり。吾人は南巡して、尾州を過ぎ、熱田神宮に參拜する毎に、未だ嘗て肇國の根源を想ひ、祖宗遺訓の悠遠なるに感泣せず、ひばからざるなり。勇武は是れ天皇の親しく統帥せらるゝ陸海軍の精神なり。

然。ば。則。ち。陸。海。軍。人。は。帝。國。の。骨。髓。な。り。道。義。の。權。化。な。り。是。を。以。て。今。上。天。皇。の。大。統。を。承。け。寶。祚。を。履。み。祖。宗。の。宏。謨。に。則。り。皇。猷。を。擴。張。せ。ら。れ。む。と。す。る。に。當。り。て。中。世。以。降。武。臣。に。委。ね。ら。れ。た。る。國。政。を。綜。攬。せ。ら。れ。封。建。の。制。を。廢。し。て。郡。縣。の。制。に。復。し。徵。兵。の。法。を。布。き。て。兵。馬。の。權。を。統。率。せ。ら。れ。たり。於。是。乎。勇。武。震。蕩。國。光。を。宇。内。に。輝。か。し。帝。國。興。隆。の。基。祖。宗。肇。國。の。當。時。に。復。す。る。に。至。れ。り。道。義。の。湮。滅。せ。ざ。る。や。此。の。如。し。吾。人。は。謹。み。て。明。治。十。五。年。今。上。天。皇。の。陸。海。軍。に。賜。は。り。た。る。勅。諭。を。拜。誦。す。る。に。廿。三。年。一。般。臣。民。に。賜。は。り。た。る。勅。語。と。相。須。て。帝。國。の。道。義。を。無。窮。に。發。揚。す。る。に。足。る。も。の。あ。り。其。勅。諭。に。曰。く。

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある、昔神武天皇躬から大伴物部の兵どもを率ゐ、中國のまつろはぬものどもを討ち平げ給ひ、高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ、此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき、古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき、中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給

ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかば、兵制は整ひたれども、打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ、兵農おのづから二に分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たるものに歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、七百年の間武家の政治とはなりぬ、世の様の移り變りて斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺間しき次第なりき、降りて弘化嘉永の頃より、徳川の幕府其政衰へ剩外國の事ども起りて、其侮をも受けぬべき勢に迫りければ、朕が皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ、忝くも又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初、征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を経ずして海内一統の世となり、古の制度に復しぬ、是文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり、歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし、御遺澤なりといへども、併我臣民の其心に順逆の理を辨へ、大義の重きを知れるが故にこそありをれば、此時に於て兵制を更め、我國の光を輝さんと思ひ、此十五年

が程に陸海軍の制をば今の様に建定めぬ、夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り、肯て臣下に委ぬべきものにあらず、子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ、天子は文武の大權を掌握するの義を存して、再中世以降の如き失體なからんことを望むなり、朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ、其親は特に深かるべき、朕が國家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に報ひまゐらする事を得るも、得ざるも汝等軍人が其職を盡すと、盡さざるとに由るぞかし、我國の稜威振はざることあらば、汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武維揚りて其榮を輝さば、朕汝等と其譽を偕にすべし、汝等皆其職を守り、朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば、我國の蒼生は永く太平の福を受け、我國の威烈は大に世界の光華とはなりぬべし、朕斯も深く汝等軍人に望むなれば、猶訓諭すべき事こそあれ、いでや之を左に述べん。

此の如く軍備は國體の安危に繋る、至大至重なる大綱を明示せられたり。抑も國體は忠孝に基する道義なること、明治二十三年十月三十日の大詔に於て明かなり。

今茲に訓諭せられたる條項を列擧すれば、忠節を盡すべきこと。禮義を正くすべきこと。武勇を尙ふべきこと。信義を重すべきこと。質素を旨とすべきこと』の五個條にして、實に其懇篤切實を極むるものあり。又其末文に曰く。

右の五個條は、軍人たらんもの暫も忽にすべからず、さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ、抑も此五個條は我軍人の精神にして、一の誠心は又五個條の精神なり、心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も、皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき、心だに誠あれば何事も成るものぞかし、況してや此五個條は、天地の公道、人倫の常經なり、行ひ易く守り易し、汝等軍人能く朕が訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務を盡さば、日本國の蒼生、舉りて之を悦びなむ、朕一人の懌のみならんや。

以上の勅諭は、肇國以來祖宗の遺訓にして、臣民の嚴守遵奉せざる可からざる道義なり。況むや國家を擁護し、國權を伸暢するを以て其任務とする所の陸海軍に於てをや。道義を嚴守遵奉し、天地の公道を履み、人倫の常經を行ふ。是れ國體の精華にして、帝國の興隆する所以、全く茲に在りと謂はざるべけむや。

道義の磅礴する所一たび發して日清の戦役となり、再び發して日露の戦役となり。帝國の勇武を五洲に耀したるもの、君臣共に嚴守し來れる、道義の實現にあらざるはなし。故に日清戦役の局を結ぶや、天皇は陸海軍に對して、再び勅諭を賜はりたり。其勅諭に曰く。

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕兵馬の大權を統へ、明治十五年、陸海軍人の制略立つに於て、汝等に軍人の精神五箇條を訓諭し、忠節、禮義、武勇、信義、質素、貫くに一誠を以てすべきことを告げたり、朕が汝等に訓諭するの殷切なりしもの、洵に汝等を以て朕が股肱と頼めばなり。

爾來治平十有餘年、客歲清國と釁を開くや、汝等は朕が一號令の下に起て隆暑に耐へ、祁寒を冒し、内は籌畫警防を努め、外は進取出戦に勞し、陸に海に、振古未だ有らざるの偉勳を奏し、能く交戦の目的を達して、帝國の光榮を四表に發揚せしめたり。

朕は帝國陸海軍の進歩茲に至りたるを欣び、汝等が深く五箇條を服膺して、敢

て失墜せず、命を重し、生を輕し、以て能く朕が股肱たるの職を盡したるを嘉す、獨り鋒鏑に斃れ、疾病に死し、然らざるも病廢となりたるものに至ては、朕深く其事を烈として、其人を悲まざるを得ず。

朕今清國と和を講し、汝等と俱に治平の慶に頼らむとす、願ふに軍隊の名譽は、帝國の光榮と共に、汝等の責務を重からしむ、朕は我武維れ揚りて、汝等と其譽を偕にするを樂むと雖も、邦家の前程は尙遠遠なり、汝等其れ能く朕の訓諭を遵奉し、留りて隊伍に在るものと、散して郷關に歸るものとに論なく、五事を服膺して、軍人の本分を恪守し、一誠以て他日の報効を期せよ。

「命を重し、生を輕し、以て能く朕が股肱たるの職を盡したるを嘉す」と宣給はせられたるもの、道義を遵奉し、勇武を發揚したるの致す所にして、誰か勅諭を拜誦して感激せざるものあらんや。又日露戦役の局を結ぶに方り、天皇は三たび勅諭を賜はりたり。其勅諭に曰く。

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕嚮に汝等に示すに、軍人の精神たる訓規五箇條を以てし、明治二十七八年戰

役終るや、深く邦家の前途を念ひ、更に汝等に諭示する所あり、爾來十閱年、朕が陸海軍は、世界の進運に伴ひ、經校大に其歩を進めたり、不幸にして、客歲露國と釁を啓きしより、汝等協力奮勵、各々其任務に従ひ、籌畫宜しきを得、攻戰機を制し、陸に海に曠古の大捷を奏し、帝國の威武を宇内に宣揚し、以て朕の望に副へり。

朕は汝等の忠誠勇武に頼り、出師の目的を達し、上は祖宗に對し、下は億兆に臨み、天職を盡すことを得たるを擇び、深く其の戰に死し、病に斃れ、又は廢痼と爲りたる者を悼む。

朕今露國と和を講ず、惟ふに我軍の名譽は、帝國の光榮と共に、更に汝等の責務を重からしめ、國運の隆昌、亦汝等の努力に待つこと大なり、汝等其れ能く朕か意を體し、留りて軍隊に在る者と、散して郷關に歸る者とを問はず、常に朕か訓諭を服膺して、朕か股肱たるの本分を守り、益々勵精以て報効を期せよ。

此の詔勅に於て、『朕は汝等の忠誠勇武に頼り、出師の目的を達し、上は祖宗に對し、下は億兆に臨み、天職を盡すことを得たるを擇び』と宣給はせられたるは、嘗に陸海軍

人のみならず、實に帝國臣民の齊しく感佩して措くこと能はざる所なり。更に進みて『惟ふに我軍の名譽は、帝國の光榮と共に更に汝等の責務を重からしめ、國運の隆昌亦汝等の努力に待つこと大なり』と宣給はせられたり。陸海軍人たるもの之を奈何ぞ益々道義を嚴守し、固有の忠誠勇武を發揮せずして可ならんや。日清、日露の戰役は、實に肇國以來、未曾有の偉業なり。帝國臣民、道義の精神、凝て舉國一致となり、進みて陸戰海戰に従ふものと、留まりて其後援と爲り、軍資の負荷に任ずるものと、共に尊嚴なる國體を保持し、重大なる道義を恪守するにあらずむば、安ぞ能く曠古の大捷を奏するを得むや。而も其進攻出戰に當り、勇武なる陸海軍あるにあらずむば、亦安ぞ此の目的を達するを得むや。是れ天皇の丁寧反覆、再三を重ねて勅諭を陸海軍人に下させ給ひたる所以ならずや。夫れ陸海軍人は勇武ならざるべからず、勇武ならざれば、其任務を全うする能はず。而して陸海軍をして勇武ならしむるの道は、唯だ道義を嚴守遵奉するに在り。是れ吾人の更に反覆して特に陸海軍人に對し、帝國の道義を説明せざるを得ざる所以なり。

近來、世上、武士道を説くもの多し、抑も武士道とは何ぞや、即ち帝國の道義なり。

道義は肇國以來の國體にして、臣民の共に嚴守遵奉すべきもの、獨り武人の私すべきものにあらざるなり。是を以て、上古道義の行はるゝや、特に武士道なるものなかりしなり。中世以降、武人の國政を擅まゝにするに及びて、彼等は帝國の臣民を以て自己の臣僕となし、之を遇すること奴隸の如く、之を視ること草芥の如く、禮樂政刑之をして總て與かり知らしめず。是を以て帝國臣民の道義を以て、武人專有の訓なりと誤認し、所謂武士道なるもの興れり。武士道なるものは、即ち武人の命名せし所にして、其實體は帝國の道義なり、祖宗の遺訓なり。一般臣民の齊しく此道を嚴守せざるべからざる所にして、豈獨り武人のみ嚴守遵奉するを以て足れりとせむや。然れども、皇化陵夷の時代に於て、猶且つ、武士道なるもの存在せしは、帝國の道義、磅礴として、天地の間に塞る所の眞理にして、時に盛衰汗隆あるを免れず、い雖ども、亦以て此眞理の天地と共に湮滅せざることを證するに足らむ。況むや皇道隆盛にして、勇武五洲に振ふの今日に方り、大元帥陛下の統御あらせらるゝ陸海軍に於て、焉むぞ道義の精神を鼓舞作興せずして可ならむや。

且夫れ帝國の國體たるや、忠孝二なく、文武岐ならず。帝國臣民の均しく文武官に任せらるゝの權利を有するは、帝國憲法第十九條に明記する所。武官を兼るは、君主の大權に由れり。大臣にして大將たり、大將にして大臣たる、肇國以來の古制にして、君主の文武を合せたる、帝國の統治權を有せらるゝが如く、二者岐るべからざるものなり。特に立憲政治の現代に在ては、帝國臣民は、忠孝の道義を、恪守すべき選舉人たらざるべからず。共に是れ國家を先にして、個人を後にし、私を去て、公に従ひ、皇祖皇宗と、吾人臣民の祖先と、協力輔翼、以て肇造したる所の帝國を擁護し、益々國運の隆昌を期せざるべからず。是れ之を成すは、文武岐ならず、忠孝二なく、肇國の本義にして、國體たる祖宗の遺訓、乃ち帝國の道義をして、臣民の精神とし、進むも退くも、此の精神をして、旺盛ならしめざるべからざるなり。立憲政治は、今上天皇の、臣民に附與せられたる所の責任政治たるに於て、帝國臣民たるもの、文となしく、武となき、共に俱に帝國を擁護し、帝國の發展を圖り、帝國の富強を期し、以て臣民たるの責任を全うし、優渥なる勅諭の精神に奉答せざるを得ざるなり。抑も陸海軍人は、妄りに世論に雷同し、政治に容喙すべからざること、は、明治十五年の勅諭に明示し給ふ所なりと雖も、立憲政治の下にある臣民として、政治の得失利害を知ら

さるべからず。何となれば、陸海軍は是れ最も重要な政治の機關にして、他の政治機關と相俟ち、相伴ひて帝國の隆昌を期するものなればなり。況むや現代は立憲政治にして、立憲政治は臣民の責任政治たるに於てをや。臣民たるの責任を全うせんと欲せば、文官たり、武官たり、選舉人たり、陸海軍人たり、代議士たり、將校たるに論なく、進むも退くも、共に是れ一身同體にして、文武岐ならず、忠孝二なく、彌々益々道義の精神を發揚し、悠久なる國體を擁護し、深遠なる皇猷を翼賛し、以て帝國の隆昌を期せずして可ならむや。

吾人は眼を轉じて一衣帶水を隔つる所の清國の狀勢を察するに、今や革命實行の期にあり。國體、國性、悉く我に同じからざる清國を以て、我帝國と一律に論ずべからざるは固より言を俟たずと雖ども、清國も亦仁義を主とする儒教あり、忠の教は薄弱なりと雖も、孝の教は純厚なるの邦國なり。既に此教育ありて而して今日の擾亂を來し、其政府を擁護すべきの陸海軍にして、滿洲朝廷を轉覆するの革命軍となれるものは何ぞや。是れ清國の國家なるものは、其の組織全く帝國と趣きを異にし、禪讓、放伐、屢其國號を改め、屢其朝廷を代ふ。所謂強者の弱者を壓服して組

織したるの國家なればなり。是を以て其統治機關の廢頽するの時は、革命の戰闘起るの時にして、畢竟其國家存立の要素薄弱なるの致す所なり。我帝國の國體は、禪讓にもあらず、放伐にもあらず、強者が弱者を壓服したるにもあざるなり。皇祖皇宗と、吾人臣民の祖先と、宇宙に磅礴たる眞理に基きて、肇造したる帝國にして、天地剖判の始めに於て、實現したる帝國なり。故に其國家は、道義に因て組織せらるゝものにして、道義は即ち帝國の國體なり。道義を嚴守、遵奉する所の陸海軍人に於て、忠誠を挺て、勇武を勵まし、國體を擁護し、國家を保守し、以て大元帥たる天皇に貢獻すべきは、固より論を俟たず。帝國の道義たる五洲に冠絶して、且つ尊嚴なる所以のもの、茲に在て存せり、豈深く思はざるべけんや。今上天皇の御製に曰く。

山を抜く人の力もしきしまの

やまところぞ基なるべき

嗚呼しきしまの大和心なるもの、帝國の道義を外にして之れあらざるなり。帝國の道義なる哉。陸海軍人たるもの、其れ道義に基きて、勇武を發揮し、皇運を無窮に扶翼する所以を思はざるべけんや。

評 說

著者は、沿革的に、陸海軍人と、忠節勇武の關係を説き、軍人を以て、帝國の骨髓道義の權化なりと論斷せり、然り、彼等は、過去に於ては、確に此論斷の一種の眞理を含めることを、事實的に證明したり、將た未來に於ても、彼等をして、此論斷の誤らざることを保證せしめざるべからず、彼の日清、日露の二大戦役を経て、帝國の名聲頓に擧り、其地位愈々高まりたる、今日に於ては、一般民衆に率先して、國威の振張、國權の擁護に任すべき陸海軍人の責務は、一層の重きを加へ、國民の之に期待する所、亦數層の大を致したるなるべし、著者が、此の趣味ある著述に於て、論じて特に、軍人と道義の關係を、詳悉するに至りたるは、其の眞意の存する所、深く且遠しと謂つべし、抑も人類の、常に愛重する所のものは、生命なり、然るに軍人は、一般人士の愛重する、此の貴き生命をも、鴻毛の輕きに比し、己を捨て、專意君國の爲に、盡すべき本分を有せり、所謂人間至高の道義心の、發揮を

要するの地位にあり、然るに方今、社會の風潮は、利己、拜金に傾き、姑息偷安を、之れ事とするの趨向、滔々乎として、其俗を爲さんとするの間に處し、克く毅然として、道義鼓吹の先覺を以て許し、之れが擁護の中堅に任すべきを求むれば、其の本分地位の關係上、先づ指を軍人に屈せざるべからず、即ち軍隊は過去に於て、武士道の根原たりしが如く、將來に在りても依然として、否百尺竿頭更に一步を進めて、道義の源泉たり、又國民の士道教育に於ける、一大學校として、其培養扶植に任すること肝要なり、世人往々、軍隊と國民との、此の關係を、恰も沒交渉なるが如くに、看過して、深く之れに意を致すもの稀れなり、是れ豈治國濟世の、要道を得たる者と云ふべけんや、著者の着眼克く、風俗を離れて、此邊の消息にまで及びたるは、大に吾人の意を得たる所にして、蓋此の著述が、社會の道義に、貢獻することの多大なるべきを信す。

明治四十五年三月 陸軍歩兵大佐 宇垣一成

古昔武士なる者なし、道義是れなりと説破せる、我兄の論鋒精利、恰も庠を牛渚

に燃て、不測の深淵を照すが如く、快味無量、敬服々々。質素貫くに一誠を以てすべしとの帝訓を一讀再讀して感慨に堪へざるものあり。今や驕奢の風、滔々一世を靡かせんとするの状あり、漢の霍去病、數伐匈奴有大功、漢帝親信之、會爲治第、令視之、對曰、匈奴不滅、無以家爲也、上益重愛之と。我將士強露を征して凱旋するや、競ふて邸宅を治むる者あり、宴安は鳩毒なり、殷鑑遠からず、武勇一徹の三河武士も、元祿驕奢淫逸の風に耽溺し、徳川氏の滅亡するや、干戈を執て奮戦せし者の多くは、普代恩顧の士に非らずして、新參の兵士なりき。清朝三百年の社稷覆滅するに當り、滿蒙慄悍の旗人は、燕京の華美荒蕩に雄氣消沈し、會て一人の義を唱へ節に殉する者なし。嗚呼、質素は國民元氣の根底なる哉。忠孝の道義は國家の根源なる元より我兄の説く所の如し。然れども如何に道義健全なりと雖も、日進の智術を磨かざれば、列國と對峙し、國威を宣揚する能はざるなり。維新前の長州藩は、日本國中勇敢の兵なり、而して外國と兵を交ゆるや、高杉、山縣の諸將雲の如く、武夫林の如し、道義も亦今日に比して一層の高かりしは、毫も疑を存せざるなり。然るに一敗支へず、城下の盟を爲せり、

薩人は慄悍天下無敵の強兵なり、加之るに西郷、大久保の豪傑あり、而して英國と戦ふや、猶敗衄を免れざりしは、忠義道義餘りありて智術足らざるの致す所と謂はざるを得ず。我兄以て如何とす。妄評多罪。

明治四十五年三月九日

東海散士誌

第十八章 産業及貿易と道義上

道義は帝國の精神なり、主腦なり、骨髄なり。故に道義の盛なるや、帝國の國運大に興り、道義の衰ふるや、帝國の元氣亦隨て弛ぶ。帝國の安。危。興。亡。一に繋りて、道義の消。長。如。何。に。在。て。存。せ。り。貴重なるかな道義、尊嚴なるかな道義。帝國の立憲政治は之に因て以て行はれ、國運日に開展し、國威年に宣揚す、今や帝國の道義、中外に發揚するに至れり。吾人は、帝國の道義たる宇宙間の眞理を淵源とし、因て以て帝國を肇造せられたる、皇祖皇宗、及祖先に對し、仰ぎて絶対無限の稜威を崇敬し、俯して高遠悠久の遺徳を感謝せざるを得ざるなり。

顧みて日清、日露の戦役に於て、大捷の効果を收め、國威を五洲に宣揚したるもの、是れ道義の發動にして、國體の然らしむる所たらずむば、然れども、戰塵既に。戰。ま。り。平。和。親。善。以。て。列。國。と。聯。轡。馳。騁。す。る。に。於。て。は。帝。國。道。義。の。光。輝。は。専。ら。産。業。發。展。の。上。に。通。商。貿。易。の。上。に。發。動。せ。し。め。ざるを得ざるなり。富國強兵の要は、産業を發展し、貿易の勝利を収むるに在り。凡そ國家の施設經營は、教育、軍備を始めとし、

港灣の修築、鐵道の布設、船舶の製造より、船渠の設備に至るまで、皆是れ世界的にして、産業を發展し、通商貿易の勝利を五洲列國の間に收め、以て國利民福を増進せんとする所以にあらざるなし。是れ則ち帝國國政の目的にして、日清、日露の戦争を敢てしたるも、亦此の目的の障害を掃蕩したるに外ならざるなり。

産業を發展せしめ、貿易を隆昌ならしむるは、道義の力に依らずむば、能はず、帝國の道義は、忠孝に淵源す、忠なるものは、私心なし、孝なるものは、民の行ひあり、故に國家を先きにし、個人を後にす、私を去て、公に就く、此の如くならざれば、産業の發展、貿易の隆昌、得て期すべからざるなり。産業を發展せしむるは、私の爲に、ならず、公に奉ずるなり、貿易を隆昌ならしむるは、個人を利するにあらず、國家を益するなり。公に奉じ、國家を益するは、帝國を肇造せられし所の祖宗、及祖先に奉ずる所以なり。祖宗、及祖先の肇造せられたる帝國を擁護し、興隆せしむるは、吾人臣民の絶対的至重の責任にして、此の責任を果すは、即ち忠孝の道義なり。農、商、工、を初め、人事、百、般、の業に於ける、皆此の道義に因て勤勉す。故に産業發展せざらむとするも、得べからざるなり。生産物品を彼れに輸出し、又、我れに輸入するに於ても、皆此の道義に、

因て勵精す。故に貿易隆昌ならざらむとするも得べからざるなり。公に奉じて。私の爲にせざるは信を五洲に示す所以なり。國家を益して個人を利せざるは誠を列國に表する所以なり。克く信に克く誠に國家の公事に貢献して個人の幸福を享受せざるもの古今未だ曾て之れあらざるなり。

帝國陸海軍の精銳は五洲列國の間に獨歩するを得べしと雖も、獨り帝國經濟産業の實力に至りては之を列國に比して猶未だ幼稚微弱なるを免れざるなり。試みに眼を放ちて、明治四十一年七月より翌四十二年六月に至る、一箇年間の輸出入額に依て之を察すれば、吾人甚だ遺憾に堪へざるなり。國の貧富を斷定するは、其國の輸出入額によるを主當とせざるを得ず、輸出は其國の生産力の發達を示すものにして、輸入は其國の購買力の強大なるを表するものなればなり。故に吾人は歐米列國の輸出入額を左に掲げん。

各國輸出入額表

國名	年 度	輸 入 額	輸 出 額	輸出(入)超過額
英 吉 利	一九一〇年	六六三、六一、四〇九 ^圓	五、二七、〇四四 ^圓 (入)	二、四〇六、五九六、九一八 ^圓

佛 蘭 西	一九〇九年	三〇六八、二〇三八〇	二、九二、九八七、七九六(入)	一、四六、二二、五八四
獨 逸	一九一〇年	四、〇二、五七一、七〇五	三、六四五、〇六六、七〇〇(入)	五、五七、五〇二、九三五
露 西 亞	一九〇八年	九四、二八九、〇〇〇	一、〇三二、四三三、九〇〇(出)	八、四四、四八〇
埃 地 利	一九〇九年	一、二七、二八四、五六一	九四、〇七六、六二九(入)	一、七六、一〇七、九三二
匈 牙 利	一九〇九年	七五、二五〇、七二〇	六九、六二八、八二六(入)	四三、六二、九〇四
伊 太 利	一九〇九年	一、二五、一八一、〇八四	七九、〇五七、八八三(入)	四八、六、二三、二〇一
西 班 牙	一九〇九年	三五九、二六七、七五八	三五、七三〇、〇三七(入)	三、五七、七二二
葡 萄 牙	一九〇九年	一四〇、四〇三、七二一	六七、二四三、一五二(入)	七三、二六〇、五七〇
瑞 典	一九〇九年	三三、六〇一、二七四	二、五四、二七六、七九九(入)	七、七、三三、三七五
那 威	一九〇九年 一月卅日ニ終ル 一ヶ年	二〇七、九三九、〇五七	一、四二、一〇四、三九〇(入)	六、五、七四、六六七
丁 抹	一九〇九年	三九三、二五二、〇一〇	三、九八、一六三、八〇〇(入)	六、三、四、五、六三〇
和 蘭	一九〇九年	二、五八、二九、五六〇	二、〇〇七、七六〇、九五〇(入)	五、二〇、五〇、六一〇
白 耳 義	一九〇九年	一、四三、五五四、一〇〇	一、〇八七、三三三、九〇〇(入)	三、四六、二一〇、二〇〇

瑞 西	一九一〇年	六三〇、八二七〇〇	四五四、七六七三六(入)	一七六、七〇四、九六四
希 臘	一九〇八年	七四四、五、九八三	五三、六二四、五六(入)	二〇、八三三、三九七
北米合衆國	一九〇九年六月三十日終 ル一ヶ月	二、五六二、六五五、四三三	三、二四七、二九五、四八四(出)	六八五、五四〇、〇五三

備考 表中總テ金銀貨及地金ヲ含マス

白耳義ハ通過貨物ヲ含マス

顧みて帝國の最近三年間の輸出入額を見れば左の如し

年 度	輸 入 額	輸 出 額	合 計	輸出(入)超過額
四十三年	四四四、三三、八〇八	四八八、四八、九六六	九三三、六二、八〇四(入)	五八〇、四八二
四十二年	三九四、二九、八四三	四三三、二二、五二二	八〇七、三二、三五四(出)	一八九三、六六八
四十一年	四三六、二七、四六一	三七八、二四、六五三	八一四、五〇、三三五(入)	五、〇二、七九九

(備考) 通過貨物ヲ含ム 金銀貨及地金ヲ含ム

國富まざれば、兵強からず、帝國は兵強からざるにあらざるなり。而して國家の強兵を養ふもの抑も何の爲めなるか、遺憾なく富國の策を遂行せんが爲めに外なら

ず、帝國は既に十九箇師團の陸軍あり、六十萬噸の海軍あり、而して陸海軍共に益々其充實完成を期しつゝあるに拘らず、國富の實未だ強兵に伴はざるものあるは何ぞや。是れ全く帝國道義の未だ産業發展の上に、又通商貿易上に、其光輝を放たざるに頼らずむばあらざるなり。苟も帝國の道義にして生産業者と貿易業者との間に光輝を放つものありとせば、焉ぞ此の如き變態を來すことあらむや。

前に掲げたる、歐米列國の輸出入額を以て、帝國の輸出入額と對照せば、帝國の富の程度の如何を知るに足らむ、帝國の最近四十二年に於ける輸出入合計額九億二千二百六十六萬二千八百〇四圓より、金銀貨及地金の輸出入合計額四千二百八十四萬六千八百八十八圓を引き去れば、輸出入合計額八億七千九百八十一萬五千九百十六圓なり、之を以て英國の輸出入合計額百十八億四千六十二萬五千八百三十七圓に比すれば、彼れの我れより増すこと十三倍強に當れり。又我れの輸出入合計額を以て、獨國の輸出入合計額七十八億四千七百六十四萬五千四百七十五圓に比すれば、彼れの我れより増すと九倍強に當れり、佛國は、我れに七倍し、米國は、我れに六倍し、和蘭の如きすら我れに五倍せり、其の他白耳義、埃地利、伊太利、露西亞、匈牙利、

瑞西の諸國も亦我れより増加せり。而して我れより下る所のものは、僅に彼の西班牙、丁抹、那威、葡萄牙、希臘の諸小國に過ぎざるなり。左れば、帝國の富の程度は、輸出入の點より之れを考ふれば、十二番目の下位にありて、我れに及ばざるものは、僅かに世界の弱小國たる、西、丁、那、葡、希の六箇國に過ぎざるなり。而して之れに金銀貨、及、地金の輸出入合計を加ふるときは、彼れは甚だ高位に上り、其懸隔益々甚だしきに至るべし。

吾人は又明治四十三年七月より、全四十四年六月に至る、輸出入品の價額を調査したるに、輸入は五億三千三百六拾六萬四千九百四拾四圓にして、輸出は四億五千二百九萬七百貳拾五圓なり、輸入の輸出を超過するもの八千壹百五拾七萬四千貳百拾九圓なり、我れに購買力の強大なるものありとするも、驚くべき超過と言はざるべからず。是れ皆金貨の流失したるものにして、帝國の貿易競争に敗北し、一箇年にして八千壹百五拾七萬餘圓の富力を失ひたるものなり、若し之を十箇年に亘るとせば、拾壹億の敗北なり、是れ豈憂ふべきの現象なりと謂はざるを得むや。

然れども、輸出合計額九億八千五百七拾七萬五千六百六拾九圓にして、之を四拾

三年の輸出入合計額に對比せば、猶六千三百拾壹萬貳千八百六拾五圓の進歩なり。此の進歩は輸出の進歩にあらずして、輸入の進歩なり、購買力の強大なるものありとせば、聊か人意を慰するに足るべしと雖も、吾人は之を樂觀する能はざるなり。

吾人は、今試に、輸入品目を概掲して之を示さむに、英國より輸入したる者は、綿織物、鐵、羊毛、機械、硫酸、アンモニア等にして、其金高壹億壹千四百四拾三萬二千六百七圓に上れり。英領印度より輸入したるものは、綿、米、麻、羊革等にして、其額九千三百三拾萬三千三百八拾六圓に上れり。清國より輸入したるものは、綿、豆、糟、菓子、糲、麻、鳥卵、大豆等にして、其の額八千壹百五拾壹萬貳千五百四拾貳圓に上り、北米合衆國より輸入したるものは、綿、石油、機械、鐵、麥粉、靴底革等にして、其額七千六百七拾四萬五千九百七拾貳圓に上れり。輸入品目より考ふれば、重に消費品にして、原料品としては、印度、清國、及、合衆國より輸入する所の綿等に止まるなり。是れ果して喜ぶべき現象なりや否や、識者の一考を請はざるを得ざるなり。

吾人は更に輸出品目を概掲せんに、北米合衆國に向て輸出したるものは、茶、生糸、銅、羽二重、花、蔴、陶磁器、麥稈、真田等にして、其額壹億四千七百四拾九萬六千五百九拾

四圓なり。清國に向て輸出したるものは、綿織絲、綿織物、石炭、燐寸、精糖等にして、其額八千九百三拾貳萬八千貳百六拾壹圓なり。佛國に向て輸出したるものは、生糸、屑糸、羽二重、銅等にして、其額四千四百九拾六萬八百四拾八圓なり。輸出品目より考ふれば、重に彼の消費品にして、原料たるべきものは、佛國に輸出する所の生糸、屑糸にして、其額小少ならざるは、我れの工業未だ發達せざるを證するものにして、是れ豈喜ぶべき現象なりとせむや。

吾人が茲に産業及貿易に對し、帝國の道義の旺盛ならむことを望むに方り、國富の標準として、列國と對照するに、輸出入を合計したる總高を掲出したるもの、輸入の多額なるは、國に購買力の強大なるものあるが爲めにして、國貧にして多額の輸入を列國に仰ぐ能はざればなり。然れども、單に列國の輸出高と、帝國の輸出高とを對照し、其貧富を論ずるは頗る可なり、是れ吾人が最も切望する所にして、購買力の強弱に拘らず、輸入の減少して輸出の増加するにあり、輸出の増加は直に列國の金貨を帝國に吸收すべく、輸入の増加は、又直に帝國の金貨を列國に吸收せしめらるゝこと、論を俟ざるなり。

五大洲は、是れ生存上に於ける國際競争の舞臺なり。國際競争の舞臺に立てる列國は、之れが準備なくむばあらず、物質的、科學、工藝、技術の、智識を研磨するは、之れが爲めなり、陸に海に交通機關の完成を計るは、之れが爲めなり、戰艦を造り甲兵を練るは、之れが爲めなり、國際競争の準備は、多岐多端にして固より一様ならずと雖も、若し夫れ其國民にして鞏固なる、眞摯なる精神なくむば、競争場上に立て、最後の勝利を博する能はざるや必せり。是れ吾人が生産業者たり、貿易業者たり、將た又一般臣民に向て、精神修養道義恪守を以て富國を策するの第一義なりと言ふ所以なり。然り而して精神を修養するに於ては、帝國肇造以來の道義あり、是れ國家主義にして個人主義に非ざるなり、向上的、發展的にして退嬰的、萎縮的に非ざるなり、之を嚴守遵奉して競争場上に立つに於ては最後の勝利を我に博する、亦何の難きことか之れあらむや。

吾人は帝國の道義を守り、生産業者の公益公益を先にして、貿易の折衝信實ならむことを望み、共に俱に吾人の希望を達し、國家を富饒ならしむるを得ば、隨て個人を富裕ならしむるの目的を遂ぐべきと、吾人の信じて疑はざる所なり。吾人が熱心

に生産業者貿易業者に望む所のものは實に茲にあり、然れども、國家の富饒を策すべき、生産業者貿易業者のみに限るにあらず、帝國臣民の一齊に公利公益を先にし、私利私慾を後にするにあらずむば能はざるなり。輸出をして増大ならしめんとするは、帝國臣民の一齊に、輸出に適應すべき品質善良なる生産を期するにあり、輸入をして減少せしめんとするは、帝國臣民の一齊に、外國品の品質の善惡奈何に拘らず、又價格の廉否奈何に關せず、勉めて需用せざらむことを期するにあり。苟も此の如くならむか、之を以て金貨の濫出を拒ぐを得べく、國富の培養を期し得べきなり。是れ吾人が生産の業を營み、貿易の衝に立つべき當業者に希望して止まざる所なりと雖も、更に又一般の帝國臣民に向て熱望せざるを得ざる所なり。然るに、歐化主義、拜外思想の行はるゝや、全く吾人の希望に反し、外國に産出する所の物品は、其品質の麤惡なると否とに關せず、其價格の高直なると否とに拘らず、一概に之を尊崇して舶來品の名稱の下に、珍重措く能はざるの傾向を馴致し、徒らに外國品を使用する底の、愛國精神に乏しき人士を以て、文明的紳士なりと賞揚するに至り、内國に産出するの物品は、其品質の精良なるも、其意匠の高雅なるも、是れ之れを

顧みずして、徒に之れを輕蔑し、之を排斥し、野卑なり、麤惡なりとし、之を使用するの人士を以て、蠻骨固陋を脱せざる人士として、之を嘲笑するの狀態、今猶ほ盛なるは、吾人の痛嘆に堪へざる所なり。自尊自重の精神なく、公共の福利を希はず、拜外思想、歐化主義の蠱毒を社會に流し、災害を國家に及ぼすもの、深且大なりと言はざるべからず、是れ皆帝國本來の道義旺盛ならずして、帝國臣民たるの本分を忘れ、徒に個人の私慾を充たさむとするに營々たるの致す所にして、吾人の苦言を發せざるを得ざるは、全く茲に在り。

帝國輸出入の歐米列國に比して、第二等國、又は第三等國の下に位し、著しく遜色あるを免れざるは、直に國富の幼稚なる程度を表示するものにして、吾人の遺憾に堪へざる所なり。而して帝國の輸出入に於て、甚だ發達せざるものは、即ち之を媒介する所の機關の未だ充分に備はらざるも、亦皆重大なる關係を有せざるはなし。吾人は又試に四十二年度に於ける、歐米列國の所有する所の船舶總噸數を左に掲げむ。

噸	數		計	英吉利	北米合衆國	獨逸	諾威	佛蘭西	伊太利	日本
	汽船	帆船								
一八、〇五〇・三七	九三、二五七	一、九〇、二二四	一、九〇、二二四	三、八七〇、〇四	三、九九三、三八	一、四八〇、〇六	一、四八、二七二	九七、五五九	一、四、九七七	
一、二二、二五	一、二二、二五	一、二二、二五	一、二二、二五	三、七、八八	五、九、五七	四、八、二七	三、三、〇九	二、二、四五		
				五、〇、六、七六	四、三、三、八六	二、〇、〇、五三	一、八、二、八〇	一、三、〇、六五	一、二、四、九、三三	

五洲列國の中に於て、強國を以て目せらるゝ所の露國は、船舶噸數に於て我れに及ばざるものありと雖も、猶八十八萬七千三百二十五噸あり、而して西比利亞鐵道は船舶の數萬噸に優るの力あるを知るべし。英、米、獨、佛の我れに優越し、英國の我れに十九倍し、米國の我れに五倍するのみならず、五大強國の外にある所の諾威に於てすら、我れに二倍し、伊太利も亦我れより優れるものあり。帝國の輸出入に於て歐米列國の下位にある、蓋し又已むを得ざるなり。國を憂ひ、公に報ずるの道義を有する臣民は、産業の發達、貿易の増進に對して、安ぞ激勵發奮せざるを得むや。

産業を發達せしめ、貿易を増進せしめむとせば、又帝國臣民の道義の觀念を深からしめざるべからざる所以は前に述べたるが如し、而して之れが發達の徑路として、交通機關の完備も亦其必要なるは論を俟たず、吾人は今試に帝國の鐵道と英國の鐵道との比較表を左に掲げむ。

國名	土地面積(方哩)	人口	鐵道延長(哩)
日本	二七、一二七	五〇、二九五、二七九	七、三五五
英國	四九、七三九	四一、九七六、八二七	二二、二八〇

以上は、明治四十二年末の調査にして、帝國は面積、人口、鐵道共に臺灣、朝鮮を包括したるものなり。鐵道には起工中に屬するもの千四百三十哩をも加算せり。英吉利本國は土地面積は我れに二倍せりと雖も、人口に於ては殆んど一千萬人の減少なり。然るに鐵道延長に於ては、我れより三倍以上に敷設せらるゝを見る。面積我れに二倍するの割合よりも増大なるものあるを知るべし。而して吾人が英國を把て比較したるもの、英國は島國なり、其地勢頗る帝國に類するものあり、故に英國を以て比較したり。英國は五洲列國中の第一位にあり、之れを以て我れに比するは抑も比較を誤れりと云ふものあらむ、是れ自ら我帝國を侮蔑したるの言なり、

吾人は五洲列國中に於て獨特の道義に因し、獨特の興隆を來さむとする帝國をして、益々進みて覇を五洲に争はしめむと欲するものなり、而して五洲に覇たらむとするに於て、英國何かあらむや。

近時鐵道の布設を熱望するもの多きを加へたるは、産業の發達を促がし、貿易の増大を來たす徑路を交通機關の完備に求めざるを得ざるを、最も強く感じ來りたるに由るなるべし。然れども、民業として、之を經營せむとするは、殆むど絶無にして、一意政府をして經營せしめむとするは、喜ぶべき傾向なりと言ふ能はず。事業は固より損失を顧ずして、之を經營する能はざるや、論を俟ずと雖も、私を去りて公に就き、個人を後にして、國家を先きにする所の道義の觀念の強大なるものあらしめば、何ぞ獨り政府の經營に俟たむや。自ら進みて之れが布設に従事すべきなり。鐵道の利益は國家と共に永遠に享受するを期せざるべからず。

國力強大なりと稱するは、國富み兵強きの謂なり、兵強しと雖も、國富ますむば未だ以て國力強大なりと言ふべからず。我帝國の世界列國に對して未だ國力強大なりと言ふ能はざるもの、兵強しと雖も、國富まざるに在り。豈痛歎太息に堪ふべ

けむや。

國力未だ強大ならざる我帝國にして、國際競争の間に處し、雄を世界と争はむと欲せば、吾人帝國臣民たるもの、非常なる決心と、又非常の準備なかるべからず。帝國は、皇祖皇宗と吾人の祖先と協力輔翼して肇造し、以て之を吾人臣民に垂れたるに非ずや、君に忠なるもの此の帝國の將來を奈何にすべきか、親に孝なるもの此帝國の將來を如何にすべきか、忠孝は帝國の道義なり、道義を遵守して日清日露戰役の捷利を收めたる帝國臣民は、更に進みて此の道義を産業發展の上に、之を通商貿易の上に應用し、其光輝を放つことに勉めざるべからず。今日帝國臣民の一大責任は實に茲に在り。畏くも、今上天皇の御製に曰く。

世の中の人におくれを取りぬべし

進まん時にすまざりせば

聖旨のある所を拜察し奉り、誰れか感奮せざるものあらむや、産業に従事するもの、貿易に従事するもの誰か聖旨を奉戴して發奮せざるを得むや。

今や帝國の憂とする所は兵の強からざるにあらず、國の富まざるにあり、國富み

兵強からざれば、國力強大なりと言ふべからず。是れ吾人が産業上貿易上に向て帝國道義の光輝を放たむこと、日清日露の戦役の如くならざるべからざることを切望して止まざる所以なり。私を去て公に就き國家を先きにして個人を後にするは帝國の道義なり之を守て産業の發達を計らざるべからず之を守りて貿易の擴張を計らざるべからず。是れ信と誠とを五洲列國に表示し國家の利益を増進する所以なり。國家の利益増進して個人の利益之に伴ひて増進せざるなきは論を俟たざるなり。公を先きにし私を後にするは帝國臣民の特質なり國家を先きにして個人を後にするは帝國臣民の特質なり豈に獨り戦役に於てのみ然らむや。産業上に於ても貿易上に於ても此の特質特徴を五洲に表示せざるべからず開國の國是は産業を發達せしめ貿易を隆盛ならしめ以て國富を増進せしむるにあり。國富ますむば兵強しと雖も國力強大なりと云ふ能はず然らば則ち之を爲す如何。曰く個人の利益を後にし國家の利益を先にし國家の名譽を重むじ一身の名譽を輕せざるべからず是れ則ち吾人の所謂帝國の道義なり。道義益々旺盛に産業上貿易上に於て其光輝を放つこと日露戦役の如くならしめば英國何かあらむ佛國

何かあらむ米國何かあらむ獨露亦何かあらむや。帝國をして五洲に雄飛し列國に覇たらしむること決して難からざるなり。之に反して臣民をして帝國肇造より獨有する特質特徴たる道義の觀念を衰亡せしめば智識は五洲を壓し百工技藝は列國を風靡すと雖も國力を強大ならしむること得て望むべからざるなり。六十萬噸の海軍十九個師團の陸軍唯だ是れ裝飾物に過ぎざるのみ。吾人の猛省を産業上に促さむと欲する所以のもの即ち茲に在り。

吾人は試に輸出品中に就きて其價額の最大なるものを數へむ明治四十三年の調査に依れば五百萬圓以上のもは玄米、綠茶、精糖、絹絲、綿織絲、羽二重織、生金巾、雲齋織、肌衣、石炭、銅、磁器及陶器、眞田、マツチの十四品に過ぎざるなり。其中絹絲類、繭も含むの一億四千百五十六萬六千六百六十五圓を最高額として、一千萬圓以上のものは銅、石炭、綿織絲、羽二重の四種に過ぎず何ぞ其輸出品の劣數なるや而して是等品目に就て輸出の趨勢を見るに、綠茶、銅、石炭に於ては、四十一年に比して輸出金額を減少せりと雖も其他の品目に於ては輸出金額の増加するを見る、其中に於て眞田は著しく増加し、精糖、綿織絲之れに次ぐ、固より其年に於ける相場の如何を考へざ

るを得ずと雖も、金額の増加は、大凡産出の増大を知るを得べく、稍々吾人の意を強するものありと雖も、其輸出入合計より考ふれば、何ぞ其貿易進歩の遅緩なるや。四十三年の輸出入合計は九億一千五百三十五萬四千四百五十圓に過ぎずして、四十二年に比して僅かに一億五百十五萬九千六百六十九圓の進歩を見るのみ。毎年一億の進歩を來すものと假定し、以て將來を考ふれば、帝國が今日の如き英國の域に達するに至るは、百九箇年の後ならざるべからず。獨國の域に達するに至るは、六十九箇年の後ならざるべからず。米國の域に達するに至るは、四十九箇年の後ならざるべからず、佛國の域に達するは五十箇年の後なるを知らざるべからず、又和蘭の域に達するは三十六箇年の後なるを知らざるべからず。十六箇年の後にして漸やく白耳義に、十一箇年の後にして漸やく埃地利に達するに至るに過ぎざるなり。抑も此の如くに貿易の進歩せざる所以のものは何ぞや、是れ帝國臣民の道義の觀念を産業の上に、貿易の上に傾注せざるの致す所なりと斷言せざるを得ず。道義の觀念をして産業の上に、又貿易の上に傾注すること、日清、日露の戦役に於けるが如く旺盛ならしめば、何ぞ、産業の發展、此の如く遅緩なること之れあら

むや、奈何ぞ、貿易の増進、此の如く遅緩なると之れあらむや。道義觀念は産業の上に、貿易の上に於て、業に已に、衰退消耗したるものあり。是を以て、實業家は公益を思はざるなり、是を以て、實業家は國家を憂へざるなり、只是れ狡慧點詐、一時を欺罔して、個人の利益を得るに汲々たり、之を奈何ぞ誠を貿易の上に博し得むや、之を奈何ぞ信を産業の上に博し得むや。信なく誠なく、狡慧之れ勉め、點詐之れ事とするも、或は一時を欺罔し瞞着して、個人の利益を得ることあらむ、然れども、是れ公益を害し、國家を禍するの罪人たることを知らざるべからず。公益を害し、國家を禍するもの、亦能く遂に個人の利益を達し得ざるは、自然の道なり。産業に勉め、貿易に従ふもの、今日に當り道義の觀念を傾注せずして可ならむや。

吾人は産業に従ひ、貿易を事とするものに非ず、然れども、吾人の説く所は決して其過言に非ざるを信ず。世人に商業道德を論ずる者あり、是れ吾人と志を同するものたるを知る、凡そ業を興し、商を營むに方り、道義の精神なくむば、其生産決して優良なりと謂ふ能はず、其商品決して確實なりと謂ふ能はず、疑惑の觀念必ずや貿易上に湧出せむ、業に貿易上に疑惑の觀念湧出せば、生産なり、商品なり、優良確實

なりと信ずる能はざるべし、之を奈何ぞ需用者を安心せしめ、産額を發達し、商業を増大ならしむるを得むや。由來商業者に黠詐多く、世人が奸商の命名を敢てするに至るもの、遺憾に堪へざるなり。凡そ産業を發展し、貿易を増殖するは第一義に於て國富を策せんとするに在り。第二義に於て個人を利するものたるを知らざるべからず。第一義の國富を策し得るに於て、第二義たる個人の利を得ざるべきは論を俟たざるなり。國を富まし、己れを利する、皆是れ道義を嚴守するの精神なくむば能はざるなり。道義を嚴守して産業に臨み、貿易に對す、汽船なく、汽車なしと雖も、其産業發展し、其の貿易増大せざること、之れあらむや。帝國の産業に従ひ、貿易を事とするもの、果して能く道義を嚴守するや否や、輸出入額の遅々として進まざるもの、道義の精神缺乏して、信用を五洲列國に博する能はざるの致す所、にあらざるなきか。是れ吾人の惑はざるを得ざる所なり。

評說

富國強兵、是れ古來爲政治家の心を盡して、其實行手段を講ずる所なり。然れども古に於ては富國と強兵と二事兩立して各別に存在す、富國是れ一事、強兵是れ一事、或は強兵を主として富國を従とす、國貧きも兵強ければ可なりと思へり。抑も富とは何ぞ、人生必需品の豊裕を意味す、衣食の供給乏からず、而して禮樂興るべく、徳風進むべし、衣食足らざるも、道心固きことは、之を少數の君子に望むべくして、多數の庶人に求むること能はず、治國の要は多數の安寧幸福に存す、富國の事は、政治家の最心を致すべき要義なり。然れども文化開けず、政權少數者の手に在る時代に於ては、自己の野心と功名との爲めに干戈を弄びて武を黷し、妄りに戦争を事として自ら快とし、國民の膏血を涸らして強兵に誇るものあり。是れ富國の目的と全く相反して、二者別立する時代の強兵の意義より。現時の文明尙未だ理想の域に進まず、而して兵を銷して鋤に代るの樂境に入らずと雖も、國民の安寧幸福を保持せんが爲め、已むを得ざるの手段として兵を用ふ、是れ養兵の意義と相同からざる所以にして、富國是れ主、強兵是れ従の時代に移りたるものといふべし。前途必ず干戈を止めて平

和技術の競争に、國民の全力を用ゐるの時代を見んこと、決して空想にあらず。惟ふに今は過渡の時代なり、武器の時代去らんとして、商工業の時代來らんとす、其道程に何者かある、昔日武道の熟字ありて、商業道德を説く者なかりき、甚きは巧言令色を以て商家成功の要事と信じたる時代ありき。今は然らず、信用誠實、是れ商家の最大要義なり。抑道德は世界人類共通のもの、豈別に商業道德なるものあらんや、然れども物品の交換は是れ社會交際の最始にして、又最終を兼ねるもの、單獨孤立の能く爲すべきにあらざるが故に、人道の此間に明に行はるゝは必然の結果なるべし。己の欲する所を人に施し、己の欲せざる所を人に施さざるの金訓、適切に履行せらるゝは商界に於て尤顯著なり。是れ特に商業道德の新熟字ある所以なるべし、予は社會百般の事皆道に合して初めて成るを信ず、而して商工業の利を主とするを見て、徳義の關係此間に薄しといふは過てり、本篇此義を説く甚だ詳なり、是れ今日に要ある文字といふべし。

沼南生

第十九章 産業及貿易と道義 下

吾人が産業を發展せしめ、貿易を増大ならしむるを以て、今日の最大重要な國策の第一義なりとするもの、鎖國の國是は五洲列國の大勢、許さざる所たれば也。假令鎖國の國是を執り得べしとするも、今日の帝國は、内地の生産のみを以て、饑を凌ぎ、寒を拒ぐこと、頗る難事とせざるを得ず。帝國は英國に比すれば、面積は彼れに及ばずして、人口は彼に超過せり、最爾たる嶋帝國にして、國を鎖して列國の生産品を一切仰がすとせば、其困苦艱難は幾干ぞや、或は凍餒餓死を免れざるに至るやも亦未だ知るべからざるなり。帝國の生活に必要な物品を、列國の供給に仰ぐもの二三にして足らず、開國以前の狀態を以て、今日の帝國を論ずる能はざるは、識者を待て之を知るを要せざるなり。獨り諸工業の原料を列國に仰ぐのみならず、直接生活に必要な物品も亦之を列國に仰ぐもの多きは、四十年來の輸入物品の細目に涉りて之を精査せば、自ら明瞭なるものあらむ。故に開國の國是は、帝國臣民の生活上に於ても、亦已を得ざる大勢なりと觀念せざるべからず。左ればと

て、吾人は開國の國是は一切合切物品を列國に仰ぐが爲めなりとせず、成し得べくむば、一切合切帝國の生産を列國に輸出せむことを望むものにして、出來得る限りは耐忍に耐忍して、物品を列國に仰がざらむことを覺悟し、奢侈を戒め、驕怠を抑へ、麤惡の物品なりと雖ども、國內の生産を需要せむことを切望するものなり。何となれば、鎖國の國是は、帝國に於ては再び之を執らずとするも、戦争は必ずしも未來永劫之れ無きを保たざれば也。一朝不幸にして戰鬪の場合となり、帝國の海軍、敵の爲に殲滅せられ、總ての港灣は、敵艦隊の爲めに封鎖し了せらるゝとせば、一時の生活は凌ぎ得べしとするも、能く久しきに涉りて生活に艱難困苦を生ずるなしとすべきか。此の如きは、萬々之れ無きが如しと雖も、嶋帝國たる我れに在ては無用の妄想なりと爲すべからざるなり。故に吾人は國防軍備を嚴にし、萬一の場合をも慮らざるを得ず。然れども、開國の國是は永久のなり、帝國の經濟を永久に發達せしめむには、益々生産力を培養し、列國の市場に角逐して、貿易上の勝利を占めざるべからず、是れ帝國臣民の重大なる任務なり。帝國臣民たるもの、果して能く此の重大なる任務を自覺する所あるか。業に之を自覺したりとせば、利己主義個人

主義を抛棄して、深く帝國の道義に鑑み、公益公益を先にし、國富の政策に貢獻せむことを期せざるべからず。是れ吾人が生産業者、貿易業者に向て、帝國肇造以來の道義を鼓吹せざるを得ざる所以なり。肇國の道義は、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざるは、今上天皇の夙に勅語に宣させられたる所にあらずや、誰か又之を疑ふものこれあらむや。

開國の國是は、帝國永遠に繼續せざるべからざること、天下の齊しく認むる所に於て、今日吾人の喋々を要せざる所なりと雖も、開國の國是なるが爲めに、帝國の所用は、一切合切之を列國に仰ぐを當然なりとなすの觀念を常習となすが如きは、吾人の甚だ喜ばざる所なり。帝國の今日は果して臣民の所用、萬事を擧げて列國に頼らむとするの傾向を來したるなきや、是れ吾人の甚だ憂慮に堪ざる所なり。試みに想へ、生産を發達せしめ、貿易を増大ならしめむとせば、固より資本の潤澤ならざるべからざるは勿論にして、資本を潤澤ならしめむとするに於ては、諸種の狀態より之を國內に求むるは頗る困難なるものあらむ、然れども、國家の體面を維持し、公益を保全せむとせば、國內の資本に依るを本則なりとせざるを得ず。然るに是れ

之を勉めずして動もすれば外債に依らむとするは、一般生産業、貿易業に従事せむとする諸會社の状態にあらざるなきか。單に經濟の上より之を見れば、事業家は必ず自身に資本を所有し居らざれば、起業し能はざるものにあらずして、低利の資本を列國に仰ぎ、以て有利の事業の發起せらるゝは、誠に喜ぶべきが如しと雖ども、其資本は國內に於て供給する能はずして、之を列國に仰ぐもの。概して之を評せば、國家の窮乏を世界に表白するものにあらざるなきか。帝國の現状は生産業者、貿易業者の外債を列國に起すを當然の事なりとするのみならず、之を以て手腕あり、機敏なりとして賞揚するに至る、何ぞ其思はざるの甚だしきや。蓋し低利の外債を列國に求めて、有利の起業に充るは、當業者にありては機敏なる手腕を有するならむ、然れども國家の上より之を考慮せば、勢已むを得ずして之を爲すものにして、遺憾の極なりと言はざるを得ず。

帝國の道義は以上の如きの行爲を以て、廉恥を顧みざるものゝ致す所なりと斷せざるを得ず。生産業者、貿易業者の、開國の國是に因り、縱横無盡に、五洲列國に向て商略を揮はむと、吾人の熱望して息まざる所なりと雖も、常に公利公益を主とし、

廉恥を重じ、品位を全するの精神なかるべからず。個人主義、利己主義のみを以て本事とし、利のある所は、信なく、誠なく、廉恥なく、禮節なく、詭譎これ事とし、權謀これ行ふに至らば、國威を傷け、國權を損せむ、國威を伸暢し、國權を保守するは、獨り戰爭の勝敗のみにあらざるなり。是れ吾人が肇國以來の道義を縷述し、生産業者、貿易業者に、之れを嚴守遵奉せられむことを望む所以なり。

彼の生産業者、貿易業者の起業資本を列國に仰ぐもの、之を耻辱とせざるにあらずと雖も、勢已を得ざるが爲なりと云ふものあらむ。然れども想へ、目下、歐米列國が支那に對して、借款問題の囂々たるは何ぞや。資本を注入して利益を壟斷せむと計畫するものにあらざるなきか。布哇の米國に合併せられたるものは何ぞや、資本家に對して國土を擧げて抵當流れとなしたるものにあらざるなきか。現代社會の一大問題は、資本家と労働者との反目嫉視に非ざるなきか。此の如きの現象は目前に現出しつゝあるに拘らず、帝國の道義たる國家主義を嚴守し、堅忍不拔、自力を以て他力を制するの精神を發揮することを努めずして、資本を外債に仰ぎ、自力を屈して他方に制せらるゝを甘むじ、労働者の地位を以て自ら任せむとするは、

帝國臣民たるの一大汚辱に非ざるなきか。吾人は生産業者、貿易業者の起業に對し、外債は一切仰ぐべからずと論ずるものにあらずと雖も、之を成すは一時の耻辱を忍びて、將來の發展を期待するものたらざるべからず。然るに今や、當初より外債の成立を以て、敏腕家、理財家なりと爲し、起業者得々として耻る所なく、借金自慢の状態なるは慨嘆に堪へざるなり。是れ起業者の品位下劣を表白するものにして、道義の觀念消亡し、國家を顧みざるの致す所たらずむばあらざるなり。

元來資本家と労働者とは、君主と臣民の如き關係なきにあらず、資本家は統治者なり、労働者は被治者なり。他人の資本に因て産業貿易に従事する商工業者は労働者なり、他人の資本に因て征戰奮闘に従事する海陸軍人も亦労働者なり、此の如くに假定し來れば、堂々たる帝國は、被治者たり労働者たるの地位に居らざるを得ず、豈に遺憾の極にあらずや。兵力は道義の旺盛なるが爲めに、五洲列國に向て横行濶歩するを得ると雖ども、是れ労働者の勉勵して效したるに過ぎざるなり、然れども其成功は喜ぶべし。富力に至りては道義の廢頽するが爲めに、自主獨立の地位に立つ能はずして、甘むじて外國の支配を受け、外國の恩惠に依り、以て經濟を支

ゆるものなり、是れ労働者怠慢の不成功と言はざるを得ず、何ぞ夫れ醜態の甚だしきや。耻辱は戰爭の勝敗の上にもみ存するものにあらず、征戰奮闘に大敗を招きて外國の支配を受けるに至るを耻とせば、産業貿易に大敗を招きて外國の支配を受けるに至るも亦耻なり、其の耻や一ならざるを得ず。吾人は遺憾ながら、其の耻を耻として之を隱蔽せず、進みて之を洗雪せむとに勉めざるべからずと信するなり。之を洗雪せむとせば、公利を先にし、私慾を後にし、國家主義を守りて個人主義を抛ち、國家の耻辱を以て個人の耻辱とし、帝國の道義をして、産業貿易の上に光輝を放つこと、征戰奮闘の上に於けると異ならざるに至らずむは、決して被治者たり、労働者たるの地位を蟬脱し、耻辱を洗雪する能はずと思惟するものなり。

帝國の現状は、兵力に於て五洲列國に對峙して、一等國の地位にありと雖も、富力に於ては二等國若くは三等國の地位にあり。之を輸出の總額より算し來れば、下りて十四等の位置にあることを思はざるべからず。茲に其耻を耻として、帝國の財政を暴露せば、吾人は生産業者、貿易業者の、起業資本を列國に求むるを咎むる能はざるなり。帝國政府の國債たる明治四十四年十二月の調査に依れば、貳拾七

億六千壹百壹萬百六拾八圓九拾七錢にし其中外債の總額實に左の如し。

四分利付鐵道公債	一七、五七七、七五〇〇〇〇
四分利付事業公債	七八、〇五二、二五〇〇〇〇
四分利付北海道鐵道公債	二、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇
四分利付英貨公債	三五一、四六六、〇四七四〇〇
四分半利付英貨公債	五七五、九八九、〇七七八二〇
五分利付英貨公債	二二四、五四六、〇七一〇〇
四分利付佛貨公債	一七四、一五〇、〇〇〇〇〇
五分利付舊北海道炭礦鐵道株式會社々債	三、九〇五、二〇〇〇〇〇
四分半利付舊關西鐵道株式會社々債	九、七六三、〇〇〇〇〇〇
	一、四三七、四四九、三九六三二〇

以上の調査に依れば、外國債なるもの總て九種にして、其金額拾四億三千七百四拾四萬九千三百九拾六圓三拾貳錢なり、内國債よりも多きに上れり。政府にして財政の窮乏なるは、國家の窮乏なるを概見するに足らむ。故に生産業者、貿易業者

が、起業資本を外債に仰ぎ、其成功を以て理財の才あり、敏腕の士なりとして、信用を列國に博したるが如く、得々たるも亦已を得ざるなり、嗚呼何ぞ帝國の富力の此の如く窮蹙せるや。是れ生産業者、貿易業者をのみ咎むる能はずして、一般の帝國臣民が肇國の道義を遵守嚴奉せざるの致す所なりと言はざるを得ず。帝國は、皇祖皇宗と吾人臣民の祖先と共に俱に協力輔翼の上に肇造せられたるものなり。父母に孝に君主に忠なるもの、安ぞ祖宗、及祖先の肇造したる帝國の窮乏なるを慨嘆痛哭せざるを得むや。況むや富國の國策を持して、五洲列國の競争場上に奮戰勇闘すべき、急先鋒たる生産業者、貿易業者に於てをや。

肇國の道義は、日清、日露の戰役に於て、效果の偉大なるを顯彰したりと雖も、戰捷後の今日に於て、國富増進の上に、未だ之を顯彰し能はざるものは、吾人の遺憾に堪へざる所なり。夫れ國富を増殖するは、産業の發展貿易の振興にあるは論を俟たざる所、帝國の立憲政治は、政策を此點に傾注せざるべからず。然るに吾人の遺憾に堪へざるものあるは、帝國議會の正氣腐敗して、公利公益の觀念に乏しく、國富の政策を顧みざると是なり。今の時に方り産業の發展、貿易の増大を計むと欲せば、

先づ國家の公利公益を先にし、個人の私利私慾を後にする道義の精神旺盛なるの士を、代議士に選出するを勉めざるべからざるなり。言ふ迄もなく、立憲政治は輿論政治なり、道義の精神に富める人士をして議會に立たしめ、以て國富の根本義を主張せしめざるべからず。議會にして、真正なる輿論を代表し、國富の政策に奮勵せば、隨て實業家の之に應じて、公利公益を先にし、之に努力奮勵するに至ること論を俟たざるなり。元來立憲政治の歐米列國に尊重せられたるものは、國富の政策を實行するに於て、最も適當なる政治組織たればなり。帝國の立憲政治も亦國富の政策を實行するに奮勵せずむばあらず、要は實業家をして、道義の精神を發揮し、産業發展貿易増大の目的を達するにあるのみ。而も實業家にして道義の精神旺盛なりとするも、國策の第一義として、立憲政治をして、此目的を達せしむるに努めしめざるべからず。又立憲政治をして、其目的を達せしめむと欲せば、最も道義の精神に富める人士を擧て、之を代議士に選出し、輿論を此目的の上に造成せしめざるべからず。帝國臣民たるもの深く此の點に考量する所なくして可ならむや。開國以來、茲に五十年、五洲列國の進運に向て競争する帝國は、國政の要義を世界

的ならしめざるべからず。軍備、外交、教育は、言を俟たず、帝國の施設經營總て世界的ならざれば、奈何ぞ五洲列國の進運に向て之と競争するを得むや。而して國政の要義を世界的ならしむるものは、何ぞや、通商貿易を盛大ならしめ、富力を増殖せんとするに外ならず。國政の要義は總て世界的なりと雖、帝國臣民の道義の精神にして、旺盛ならずむば、決して富力を増殖する能はざるなり。臣民にして道義の精神なく、只是れ個人主義を把持し、私利私慾の觀念のみなるに於て、智力ありと雖も、決して富力増殖の目的を達し得べからざるなり。兵力ありと雖も、決して富力増殖の目的を達し得べからざるなり。智力、兵力は、却て國家を禍し、國家を危殆に陥らしむるものにして、世界的國政の要義は、徒爲に終らんのみ。今日の生産貿易に従ふもの、智力なきにあらざるなり、業に已に智力あり、兵力の擁護も亦十分なりと言ふべし。而して産業貿易の増殖せざるものは、何ぞや、道義の精神缺乏して、國家主義を後にし、個人主義、利己主義を先にせるが故なり。是を以て頻年粗製濫造、不確實なる産物を輸出して、一時の利益を壟斷せんことのみ、に汲々たり。之を奈何ぞ日本商人の信義を、五洲列國の間に認識せしむることを得むや。帝國の立憲

政治が租税の重荷を厭はず、臣民の艱苦を犠牲にし、軍備に、外交に、將た教育に、百般の施設經營總て世界的ならざるものなきは、富力の増殖を本位とするに由るのみ。然るに、生産貿易の營業者が、只是れ個人主義、利己主義にのみ汲々たるは、道義の精神缺乏し、國家の重恩に辜負するものなりと言はざるを得ざるなり。

吾人は茲に生産貿易の營業者諸君に向て一言す。帝國の立憲政治は諸君に竭す所甚だ大也。十九箇師團の陸軍は抑も何の爲ぞや、三十萬噸の海軍は抑も何の爲ぞや。是威な貿易の發展を計らむとするが爲ならずや。日清の戦は朝鮮貿易を回復するが爲めに起り、日露の戦は支那貿易をして露國の專有に歸せざらしめむが爲に起れり。大使館を各大國に置き、公使館を各小國に置き、總領事、領事、領事補、事務官を列國樞要の地に駐在せしむるもの、是威な諸君を護衛して、業務を發展せしめむが爲にあらざるはなきなり。此の如く國家が全力を傾注して保護を加ふるもの、國富を以て國政の第一要義と爲すが爲のみ。諸君は特に此の至大なる保護を受け、安意して業務に服し得るに拘らず、公利を懷はず、公益を抱かず、唯是れ私慾を計り、唯是れ私利を營み、個人あるを知りて國家あるを知らざるが如き、行動を

るを得むや。

今や生産業、貿易業に従事する所の諸君は、不當なる、偏務的なる、關稅の協定稅率なるもの撤去せられたるの今日に於ては、縱横無盡に、勇氣を鼓舞して五洲列國の間に横行濶歩し、帝國の富力を増殖し、以て立憲政治に貢獻せざるべからざる重大なる責任を負ふものなり。而して諸君が此の重大なる責任を竭すは、個人主義、利己主義を後にし、帝國の道義を嚴守遵奉して、勇往邁進するに在り。道義の精神にして旺盛なるに於て、商業貿易上に於ける正實と誠信とを五洲列國の間に認識せしめざるにあり。正實と誠信とを五洲列國に認識せしむるに至りて、生産の發展、貿易の増進せざるとこれあらむや。生産貿易の發展増進して富力強大に至らざることこれあらむや、帝國が五洲列國の進運に凌駕すべきは、誰か又疑を容れむや。生産に勉め、貿易に罷むるの諸君は、速かに轉迷開悟、國家主義を先にし、個人主義、利己主義を後にして、勇往邁進すべきなり。諸君は智力足らざるにあらざる、要は唯だ帝國の道義を嚴守遵奉して、國家の進運に貢獻するに在るのみ。

評 說

拜啓

貴著に關し何か執筆の御注文有之直に起草の積りなりしに、目下多用寸暇無之餘り手間取候も恐縮と奉存一應貴意奉伺候。

願ふに我國は大戦役の結果として、世界一等國の伍伴に列し候得共、經濟に於ては後進國たる位地を脱すること能はず候得ば、今日は何よりも先づ最も重きを國富増進に置くべきは申上候までも無之候。

封建時代に、武士が君の御馬前に討死するを以て最大の榮譽と致居候如く、今日に在ては、職業と共に討死すると云ふ忠實の觀念が最も必要に有之候。

然るに、職務に忠實ならず熱心ならざるより、何事も不規律無責任に陥り、事業舉らず、會社破綻を生ずると云ふ次第に候。即ち會社が破綻を生ずるも、重役の不忠實なる結果のみ、堤防の破壊するも、請負業者の不忠實なる結果のみ。

政治上の腐敗も亦其病源は爲政家の國家に對して不忠實なる結果のみと申

すも過言に無之と存候

我國民が職務に對する忠實の念を缺き候原因は封建時代に於て専ら武士の間に涵養せられたる忠義の思想精神が維新の改革と同時に打破せられたる儘に經過し有形の事柄のみに急にして無形の方面即ち精神上の修養を怠りたる爲と存候。今や各階級を通じて不眞面目となり無責任となり不規律となり、無節操となり其弊害は各方面に現はれ來り候。一念茲に至る毎に小生は之を小にしては本邦事業界の前途の爲め、之を大にしては邦家の將來に對して杞憂措くこと能はざるもの有之候。

小生が拙著『破壊思想と救治策』若くは『富國策論』に於て、聊か卑見を開陳候も帝國の前途に對して深憂を懷き候爲めに外ならず候。而して『富國策論』中二八四頁より二九五頁に亘る『戊申詔勅と國民の覺悟』てふ一篇は貴著の所論と大體に於て合致する所有之候、旁之を以て責を塞ぎ申候幸に御採納を得候へば、大に助かり申候。先は右御伺まで。

二月九日

添

田

大津様

戊申詔勅と國民の覺悟

忠實業に服せよと仰せられたる御趣意は

御詔勅は世人の朝夕感銘しつゝある所であつて、就中予の畏しと仰ぎ奉るは『宜しく上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誡め自彊息まざるべし』と仰せられたることである。以下順を追ふて大御心の在らせらるゝ所を恐察し當時我が國の産業状態が如何に仕組まれつゝあるかを對照して世人の一考を煩はさうと思ふのである。

忠實業に服しと仰せられたるは、時勢の弊に適切なる詔として、吾人の恐懼措かざる所である、何となれば世界廣しと雖も、苟も文明を以て任ずるものにして、我が國民の如く職業職務に不忠實なるは稀である。彼の大日本製糖會社が端なくも内部の醜體を暴露したるが如き、其好適例であつて、若し會社經營

の衝に當る重役が、自己の職責に忠實であつたならば、左様の失態、非難はなかつたかも知れぬ。誠に惜むべきことである。依て察するに此職業職務に對する觀念の缺乏せる所以のものは必ずしも國民の性格が然らしめたのではない、實は此の觀念が未だ發達しない爲である。それと云ふも、歴史上古來君國の御馬前には命も惜しからず、國家の危急には一身を鴻毛の輕きに比し、後世封建の世と遷りては、互に境を争ひ其領土に住する民の經濟生活的現象は個個孤立の姿にありて、彼れ是れ國家藩主にさへ忠實なれば足れりとし、それ以外の觀念は高閣に束ねて顧みなかつたのである、されば我が國が孤島環海の惡夢より醒めて、列國との交を修め、經濟現象の範圍を擴張せし事も、維新以降最近の出來事として未だ目新らしく日淺きを免れぬ。自然職業職務の觀念に幼稚なる又は非なき次第と云はねばならぬ。世界の列強に伍して經濟的競争場裡に馳騁するに至つた以上は、尙ほ其競争激烈となつて來た以上は、只歴史上日淺しとのみの口實に轉嫁すべき場合では無い。願はくは一步を進めて、此の職業に對する觀念を向上し、以て經濟的各自の是を成すべきである。

各自の是を綜合して其所に國家の帳尻に莫大の産額を計上するのである。忠實業に服しと宣ふもの、實に汝國民終日己が自々の職務に勤めて、夢怠る勿れとの有難き御言葉にて、以上述べし國民の幼稚なる思想を御指導あらせられしに外ならぬと拜誦し奉るのである。さるを此職務に従事するを卑しき者の様思ひ爲す者あるは片腹痛い譯である。彼の徒らに一時の榮華に耽り金殿玉樓を營み、放肆憚る所なく、天下を横行するを、我れ人共に處世の術に長ずる天晴れの智者として、稱賛するが如き誠に嗤ふべき事である。予の眼より見れば、白晝額に三斛の汗を湛へて營々たる勞働者こそ頼母しいのである。夫は車の梶棒を取り妻は其後を擁し、最愛の兒を荷物の上に載せて行く一族の如何許り幸福であらうか。假令賤が伏家に宿るとも、天地これ方寸のもの、彼等に悔恨なく、怨嗟なく、黄昏家に歸りて團欒の筵にあるものは人生の讚美、國家長久の詩のみ、其心情や轉た嘉すべしである。國家の尊敬すべきものは此れ等勤勉なる階級であつて、其禍根を蒔くものは徒食の輩に外ならぬのである。

勤儉産を治めよと仰せ出たされたるは

勤儉産を治めよと仰せ出さる、勤儉の反對は即ち遊惰である。奢侈である。是とても我が國民の如く放縱産を輕んずる者は世界中に稀である。殊に戦捷の後此の弊に陥り易きは東西歴史の證明する所であつて、日露の戦役は此の意味に於て我が國民に災ひして居るやうである。今此の奢侈なる語を具體的に説明せんは少しく困難であるけれども、先づ一般の標準としては、日常生活に缺くべからざるものにあらざること。即ち身體、精神の發達に必要なならざるものを云ふ。素より人は一樣ではない、地位なり、場合なりにより甲の必要とする所乙必ずしも必要としない。されど標準は大體に於て動かすべからざる所がある。何人も寒暑相當の衣服はなければならぬ。また雨露を凌ぐ家屋がなければ叶はぬ。されど彼の指環の如き果して何の用を爲すであらうか、堂々たる有髯の男子が婦女子に倣ひてこれ見よがしに閃かすに至りては、言語道斷であつて、誠に笑ふべきの極である。是等は奢侈の一例であつて、其外數へ來れば枚擧に遑ない程である。而して奢侈に伴ふものは即

ち遊惰である。我が装ひたる外觀の何時迄も華美なれと希ふ結果平たく云へば衣類の裾の破損を氣に惱みなどして横臥安座を事とし、不善を爲すに至るのである。予は是等のことを逐一述ぶるに忍び無いが、世人が少しく社會の狀態に留意されなば歴々として是等の事は分るであらう。誠に寒心の至りと云はねばならぬ。彼の羅馬の亡びたるも奢侈に外ならず、否、豈啻に國家のみと云ふ事が出来ようか、個人の産を亡ぼし身を破るもの所詮は奢侈、遊惰の結果だ。故に陛下大御心を傾けさせられ、勤儉産を治めよと宣ふ、世人は宜しく感泣して、現代の弊風を打破し、健全なる社會の建設に努められ度いのである。而して、これは人間の當然の務である。彼の野に啄む鳥すらも、自ら勞して其生命を司るではないか、泥んや人と生れて業に従はざるは浮浪、乞丐の徒のみ、苟くも並一通りの者にあらば何事にも業務に従はねばならぬのである。否、従はざるを得ないのである。學生諸君が今日校堂に學ばれつゝあるも、所詮は後日國家社會に貢獻し、懸て個性の美德を發揮されん爲めにし、即ち業に就くの準備中に外ならぬ。又如何に高尚なる教育を受くとも、

業卒へて徒らに無職の輩となり、居常父兄の厄介者たらば寧ろ教育を受けざるに如かず、何となれば世人の中、或は現に自から稼ぎて學ぶ人もあらんかなれど、多數は父兄の恩恵に頼るものである。換言すれば一文も儲けずして他の臍を嚙り、穀を潰しつゝあるのだ。さるをそれが假令父兄の好意にもせよ去氣なく仕澄して安逸をのみ貪るやうにては、忘恩の謗は勿論のこと、國家に於ても甚だ迷惑と云はねばならぬ。宜しく其の受けたる教育を活用して有用の人物となり、而して其享けたる學費を倍加して返濟するの覺悟がなければならぬ。これ有形無形に報恩の全を得る所以にして、將た産業の發達に伴ひ、國家は多々益々斯くの如き人物を要求するのである。

惟れ信惟れ義と仰せられたるは

惟れ信惟れ義と仰せられたるは取も直さず信用を專一に心懸けねばならぬ、人と約したることに違ふ勿れ、正しき道を踏んで渝るなかれとの聖旨と拜察し奉る、念ふに此信義を重んずると云ふことは、前に述べし職務の觀念同様、歴史的に發達の日尙ほ淺く、由來武士に二言なし、士道の隨一は信義を重んずる

などの教訓はあれど、夫等は昔日の武士にのみ適用されたるものにて、百姓町人に至りては只命之に随ふて、御用を勤むる奴隸の境遇にあつたのである。斯る階級に信義の觀念が發達すべき餘裕は無い。星移りて明治維新となりしも、此武士道の實際は軍人と云ふ一階級にのみ狭められ、其他の廣き階級乃ち農工商には未だ新しき問題として、各人遵守する迄に行届かない。彼の外國人が日本人に商業道德なしと云ふ所以も此の歴史的缺陷に對する非難と見ねばならぬ。さればとて何時迄も罪を歴史に歸すべきでは無い。農工商が國民の大多數を占むる今日であり且つ尙ほ世界的經濟競争の激烈なる時代に於て相互の楔子たる信義にして破棄されんか、國內の取引は勿論外國貿易も、勢發達を阻害せらるるのである。斯くては實に由々しき大事である。今、一例を擧ぐれば横濱其他開港地にある外國商館の如き、日本の商人を外人が信用せざる證左にして、外國貿易の大半が夫等の手に握られ居るは誠に遺憾である。我が商人にして信用すべくんば何も開港地に外人の商館を設くるに及ぶまじく、直接に取引するが迅速且つ便宜である。例へば生糸の如き

米國の機業者よりして、信州の生産地に直接交渉せば事足るべきを、第一に契約の日限を誤り、第二に見本と相違せる粗悪品を送る等兎角約束を履行せず、莫大の損害を招くが故に、斯くてあるべきにあらずと商館を設くるに至つたのである。否なこれ商館なるものが今日に至る迄撤回されざる所以である。若し之が普通の小賣店なりしならば、其場に於て顧客の要求により品物を取換ゆれば差支ないけれど、外國貿易商となれば頗る大仕掛けにて、一度の電報料も少しく長文なれば、千圓を費し、其他手形の振出なり、金利の計算なり、其關係重大なれば飽迄信義を骨子となさざるを得ないのである。されば日本商人にして此所に思ひ至らざる限り開港場の貿易を一手に所理せんこと到底望む事が出来ぬ。又銀行の如き、一方には預金者の取付に準備し、一方には資金の融通を圖りて鹽梅すべきものなるが、借主に於ては兎角は貸下されの主義にて債務を履行しない。斯くては銀行も危険を感じ、其業務の發達すべき道理はない。萬事此の弊害あるを免れぬ、信義の觀念を普及せしむるは目下の急務である。

醇厚俗を成しと仰せられたるは

醇厚俗を成しと仰せられたるは、生を樂み國家社會を謳歌して温良の氣風を養ふにあるのだ。思ふに當代の思潮徒らに荒みて輕薄者流途に滿ち、甚だしきは世を厭ひて身を亡ぼすが如き者がある。凡そ人と生るゝからには父母親縁の恩顧に預り、同時に國家社會の保護に俟たねばならぬ。朝夕の恩愛が如何計り鴻大なるかは世人の家庭に於て實驗さるゝ所なるべく、亦國家は弱肉強食の弊を矯め社會の秩序を維持し以て個人の安寧幸福を圖るため、莫大の費を投じ、隈なき設備に盡力したのである。左様に負ふ所多く責務の輕からざるを思はず、恰も浪に漂ふ船の如く、精神の碇を降さずして、生を咀ふが如き、全く恩を仇にて返すのである。親縁の愁嘆は云ふも更にて、國家の損害も容易でない。之と云ふも義務の觀念に乏しいからである。歴史を繰返せば其所に民族の使命あり、家庭に處すれば其所に報恩の義務あり、國家に對すれば其所に存亡の犠牲あり、世人宜しく之を念ふて輕薄厭世の如き弊風の打破に力むる所あるを要するのである。

華を去り實に就くと仰せられたるは

華を去り實に就くと仰せられたるは、亦時弊矯正の爲ならんと拜察し奉る。世は只外觀の整齊にのみ耽りて實質の何等見るべきものがない。美装して車馬を驅るも其多くは借財の徒である、何も彼も左様に不徳不義の榮華を貪りては、社會國家の基礎は沙上にある樓閣に等しく顛せざらんとするも得ないではないか。彼の帝國議會にして兎角醜聞の起るは議會其物の罪のみに非ずして、社會の風潮之を然らしむるにあるので。是等互に心して矯正すべきとである。彼の流行を追ふが如き、又實を去り華に就くの好適例にして、女子は外形を生命とするが故に暫く措き、堂々たる丈夫が世俗に媚びて其外觀を装ひ、奔命に疲るゝは以ての外である。清潔なる衣服だにあらば我が事足るべく、何も贅物を身に纏ふことが名譽ではない。此の流行なるものは實に所謂商賣の策略にして一度葬られたるを再び店頭に并べ、かくして目新しく顧客を魅するにあるのだ。そを氣付かずして之を買ひ得々たるに至りては笑ふよりも寧ろ憫むべしだ。世人は斯かる市井の惡風に點染するなか

らんことを願ふ、流行ほど事理に乏しく經濟に反するものはないのである。

荒怠相誠めと仰せられたるは

荒怠相誠めとは奢侈遊惰の結果業を廢し遊惰に流るゝを誠めさせ給ふたのである、此の弊に陥ることを避けんと欲せば、勞働神聖の觀念を普及するにあるのだ。予の如き勞働の神聖を鼓吹すること、爰に二十有餘年、然も一向に効果なきを歎じつゝありしが、近時此の語を耳にするに至り欣喜に堪へぬ次第である。此の働くと云ふことは人生の最も善良なる徳にして、小人閑居して不善をなすは、畢竟足運ぶなく手動かすなく、無爲にして暮すが爲めである。働けば當に精神的に向上するのみならず、身體にしても至極健全である。精神安泰身體健全ならば此の以上何物をも要らぬ。或は富豪とならん、或は大臣宰相たらんとの希望もさることながら、一に健康を保ちてのことである。長壽無量ならば是等のもの望まざるも自然に掌中に歸することもあらう。勞働は實に生存の第一要件である。働く所其所に報酬あり、働かずして報酬を得んとするは、鼠賊の輩のみ、然もそれすら相當の苦心がいる。働きて而し

て其結果を握り、生を完全に保つこと、これ吾人が居常の本分である。さるを今日の如く勞働を卑みて安逸を無二の誇とするやうにては、經濟的發達は所詮望むことが出來ない。世人は世俗の譏を受くるとも莞爾として働かねばならぬ、職なきを咤つは求めて得ないのではない、求めないのである。路上の馬糞を拾ふも尙ほ我口を糊する事が出來るではないか。

自彊息まざるべしと仰せ出されたるは

自彊息まざるべしと宣ひたる尙ほ經濟に關係のない譯でない。人として自己の恃むことなく、自ら輕んじ自ら亡ぼすやうでは、國家社會の鞏固繁榮は望むことが出來ぬ。我は一個の男子なりてふ確信ありてこそ獨立獨行各自の是をなし、綜合して國家の強味となるのである。然るに世人のともすれば依頼心に長けたる、是れ亦封建の遺風と見るべく、一城の主人に仕へて幾千の祿を食むことが家門の光榮たり、武威を戴く事が一境の平安たりてふ思想の深く社會の層に浸潤したる結果、今尙ほ自己を侮りて他力に倚らんとして居る。されば彼の食客の如き又封建的寄食思想の産物にして、之を一家にしても子

は親に依頼して居る。斯様に到る所依頼心の鼓翼するやうにては、國家の發達所詮覺束なく、且つ其結果は相互の不利益である。其殞れになる。例へば馬の胃囊に棲むダニのやうである。ダニは胃囊を深く探りて生を寄せ、目なく足なく、只口許りの不具動物である。同時に馬は其害を受けて口邊唾涎を垂れ、喘々として危きに陥る。人間相倚り頼む又斯のやうなものである。國家の衰ふる禍根は實に茲に存するのである。生計上經濟上の獨立なきものは思想上の獨立がない、國民思想上の獨立なくば一國の獨立にも關係を及ぼすのである。而して帝國は他の先進國に比し後れたる所少くはない。故に『息まざるべし』との聖旨は殊に遵奉しなければならぬ。進みて息まらずんば終には先進國に追及する事が出来る、苟くも帝國の民たるもの朝夕此の詔勅を拜讀して其の遵守に努めねばならぬ。

二十世紀に於ける世界的競争の主力は、航海、植民、貿易の三者に在り。而して此の三者の併進併行、其優勝を占むると否とは實に國家的準備及國民的素養

の深淺厚薄如何に在りて、亦實に國際競争に對する勝敗優劣の由て以て岐るる所也。國家的準備として、軍備の充實、外交の活動、固より缺くべからずと雖も、其最大主要なる條件は、國民的素養の根本的準備に在ると論を俟す。而も國民的素養として、其最も優勝なる資格は、品性あり、信念あり、進取的精神に富み、恒久的精神に富める國民たらざる可からず。其品性あり、信念あり、進取的精神に富み、恒久的精神に富める國民に非ざれば、世界的競争、經濟的競争に對する最後の捷利者、最後の優勝者たること能はざれば也。今日帝國が、世界的競争、經濟的競争に對して、毎に其劣敗者の地位を脱すると能はざる所以のものは、固より種種の原因ありと雖も、其重なる原因は、國民的素養の根本的準備を缺くに由るのみ。國民的素養の根本的準備として、恒久的經濟競争に耐ふる精神要素を缺くに由るのみ。

鈴山、本章に於て、我帝國の世界に於ける經濟上の位置を論じ、其短處弱點を指摘し、而して帝國の道義を産業及貿易に發揮せざる可からざる所以を論ず。議論堂堂、筆陣正正、一世の耳目を洗發するに足る。鈴山の所謂帝國の道義な

るものは、吾人の所謂國民的素養の根本也。即ち品性あり、信念あり、進取的精神に富み、恒久的精神に富める國民也。世界的、一等強國の位置を占めつゝある帝國にして、經濟的實力に於て、二等國若くは三等國たることを免るゝことを得ざるものは、主として國民的素養の根本たる道義の精神の缺乏するに在るに於ては、道義的精神の涵養、安ぞ之を懈るべけんや。余は此點に於て、鈴山の論、大に國民を啓發するに足るものあるを喜ぶ者也。

紫 山 山 人

第二十章 現代の趨勢と道義

王政維新の初め、開國の國是を定め、歐米の文明を輸入せしより以來、社會の趨勢は、滔々として歐化主義に傾き、彼れを貴び、我れを卑し、明治二三年の交より、其風潮最も甚しきを極め、帝國の道義殆むど將に危殆に瀕せんとするに至れり。吾人深く之を慨し、敢て微力を量らず、國體を擁護し、誓て天日を回さむことを期し、廿三年帝國議會の開くるに方り、先づ神祇官を復興せんことを計りたり。爾來茲に年あり、事志に酬いずと雖も、政府も終に反省する所あり、明治三十一年神社局の設立となり、國體と終始すべき神宮、神社の宗教と混同すべからざるを明かにし、尋で官國幣社は、永久に國家の祭祀たるべき基礎を確立したり。是に於て、世上の論者大に國體のある所を自覺し、尋で日露の戰役、帝國の大捷となり、國光を宇内に宣揚するに及び、彼の曩に吾人の主張を以て、固陋なり、頑迷なりとせし所の學士博士等、翻然として國體の尊重せざるべからず、國粹の保存せざるべからざる所以を認識し、國史を講じ、憲法を説き、最も力を道義の涵養に致すに至りたるは、吾人の最も意を

強うする所にして、誠に喜ぶべきの傾向なりと謂ふべし。

吾人は、日露の戦役に於て、至大なる實物教育を示されたり。看よ、帝國の道義は、帝國肇造の本義にして、皇祖皇宗と、吾人臣民の祖先と、之を履踐躬行して吾人に垂れたる所なり。吾人は、三千年來、子々孫々、血液相傳ふる所の臣民にして、一旦事あれば固有の道義を發揚して帝國に貢獻せざるはなし、日露の戦役に於て、吾人臣民は、遺憾なく道義の光輝を發現したるもの是なり。而して吾人は日露の戦役に於て、遺憾なく道義の光輝を發現したるの跡を研究して、一種奇異なる現象を認めざるを得ざるものあり。何ぞや、曰く當時道義の強大なる力を有したるものは、文明を以て自任する都會の臣民、及、各市の中流以上の臣民にあらずして、多くは是れ眼に一丁字を讀む能はざる所の百姓、漁夫、樵者の子弟なりしこと是なり。是れ帝國の道義を淵源とし、帝國を肇造せし純潔なる祖先の血液、萬世に亘りて滅せず、子々相承け、孫々相傳へ、學なく智なく、眼一丁字を讀む能はざるも、猶且帝國の道義、彼等の肝腦に充ち、骨髓に填するの致す所にあらざるはなきなり。而して彼の開化なり、文明なりと稱する都會の臣民、及、教育あり、智識ありと稱する、中流以上の臣民は、

歐化主義なるもの、襲ふ所となり、外教の精神的蠶食を受け、其頭腦、骨髓共に腐敗し、帝國特殊なる道義の觀念に動搖を來したるものありしを證すべきなり。進みて公に奉じて私を忘れ、國家ありて個人なく、死を見ること歸するが如く、忠孝共に全かりしものは、都會の臣民、及、教育あり、智識ある、中流以上の臣民に存せずして、却て山間海濱の農民、若くは漁夫、樵者の子弟、其最大多數なりしを知るべし。嗚呼、慎み戒むべきは教育の方針にある哉。恐れ懼るべきは外教の侵害にある哉。

日清、日露の戦役は、帝國希有の艱難に際會したるの時なりしなり。是を以て道義の最も克く光輝を發したるも亦此時にありしなり。然れども、國家は戦役以外に於て艱難なるときあるを念はざるべからず、戦役後の秕政は、各般の施設經營を誤り、未だ十年ならずして、臣民をして荒怠放縱の淵に沈淪せしめ、戊申の詔書を發せらるゝに至りても、猶ほ未だ健全に復する能はず。財政は窮乏し、經濟は萎縮して、産業興らず、貿易振はざるなり。吾人は今日を以て國家艱難の時と言はざるを得ず。其然る所以のものは、政事家先づ腐敗し、教育家となく、工業家となく、商業家となく、社會一般に波及し、國體たり、祖宗の遺訓たる所の、帝國の道義の衰頹した

るに淵源せずむばあらざるなり。道義の重大尊嚴ならざるべからざるは、豈に雷に戰役に於てのみならむや。戰役以外、四海平穩無事の日に於ても、絶えず光輝を放たしめざるべからざるを知るべきなり。道義廢頽せば、立憲政治腐敗せざるを得ず、立憲政治腐敗せば、産業興らず、貿易振はず、財政窮乏、經濟萎縮せざるを得ざるは、必至の勢なり。蓋し今日の最大急要なるの國策は、道義の精神を鼓舞作興し、先づ政治家を戒飭し、而して後、教育、産業、軍事を始めとし、諸般の機關及業務に及ぼすに在るのみ。而して世上の有識者、臣民の精神涵養に注意せざるなきに非ずと雖も、未だ政治、工業、商業、及教育、諸般の事業、振作せざるの根元、全く茲に存する所以を、研究せざるが如くなるは、吾人の浩歎に堪へざる所なり。

皇政維新の偉業は、種々の原因ありと雖も、其重なる原因は道義の精神に由らざるはなし。藤田東湖、橋本景岳、吉田松陰を始めとし、西郷、木戸、大久保等、維新の諸功臣に至るまで、身を挺で王事に盡瘁したるも、徳川慶喜の大政を奉還したるも、又道義の精神を發揮したる結果にあらざるはなし。又彼の順逆を誤り、汚名を流したる會津、仙臺、諸藩の王師に抗したるも、其心事を察すれば、道義の精神に外ならずと

雖も、唯其方嚮を誤りたるを遺憾とするのみ。此の如く維新の際、道義の精神、全國に充滿したればこそ、彼れが如く容易に復古の偉業を成就し、國政漸次、緒に就き、而も君主立憲政治の産出したるなれ。道義の旺盛なるや、國政上綱張り目擧がり、社會の制裁も亦嚴重に行はるゝと雖も、道義の衰頽するや、政治腐敗、隨て社會を擧て暗黒時代に陥らしむるを常觀とせざるはなし。試に見よ、憲法發布の當時に於ては、帝國の道義、未だ全く衰頽せざるを以て、西野文太郎なるもの出でたりき。彼は一個の刺客のみ。吾人は固より其行爲を賞賛せんとするものにあらずと雖も、其精神は道義の犠牲者と爲りしなり。彼が此の如き行動を肯てしたるは、要するに尊王的、敬神的熱誠の致す所たるを知らざる可からず。

翻て當時、國家教育の主宰たりし、文部大臣森有禮を見よ、彼は夙に歐米に學び、歐人を迎て妻となし、耶蘇教を遵奉し、其精神已に歐米化したるものならずや。故に彼の精神には、帝國本來の道義、既に存在せざりしなり、彼れの精神は現世主義なり、個人主義なり、基督主義なり、是を以て畏くも皇祖皇宗の神前に向ひて、前古未曾有の大不敬を犯したり。無知無學の凡人なりと雖も、不敬の罪、斷じて寛假すべから

す、而も況むや、君主輔弼の國務大臣として、國政の最も重要なる文教の主宰者たる位置を占むるものに於てをや。祖宗の遺訓を遵奉し、道義を以て鍛鍊したる精神を有する、西野文太郎、慷慨悲憤共に天を戴かずと爲し、彼れが如きの舉に出でたるもの固より深く怪むに足らず、否寧ろ已むを得ざる所なりしなり。是れ西野文太郎の好みて執れる行動にあらずして、森有禮の行動、之を驅て此に出でしめたるなり。其後、政友會の領袖星亨は、金錢萬能主義を米國に學びて之を帝國に應用し、立憲政治を腐敗せしめたる行動を肯てし、又刺客の爲に倒れたり。是れ社會の制裁なり。道義の制裁なりと言ふも決して過言にあらざるなり。森某、星某、死せしより、駒隙匆々、既に二十年を閲したり、社會は舉て暗黒醜陋、唯其横行するものは個人主義、利己主義のみ。彼の個人主義者流は、君主及國家を顧みざるの行動を敢てするものあるも、而も道義の制裁、儼乎として行はるゝを見ず、是れ吾人の痛憤長大息に堪へざる所なり。

社會の制裁なるものは、道義の典則に依る。道義衰頹して、個人主義、私慾主義の蔓延するや、慙羞の心、廉耻の志、消滅せざるを得ざるなり。看よ娛樂の間に於て之

を證する人あり。曰く『往時にありては、壯年血氣の人、杯酒の娛樂を爲さんとするや、先づ知名の士を招き、若くは朋友を會し、交盟を結び、友情を厚するを以て目的とせざるはなく、單獨にして旗亭に酔ふが如きは、是れ壯年血氣の人の羞耻としたる所なり。娛樂を取らむとするは、固より個人にして爲し得ざるにあらざるべしと雖も、個人單獨にして酔を旗亭に買ふもの、品行の上に向て醜評の起らむことを恐れ、君子危きに近かざるの方針を守りてなり。故に衆と共に娛樂を取る、旗亭酒杯の間自ら交盟を結び、友情を厚うし得るの益あるのみならず、己れの品行に向ひても他人をして醜評を下すこと能はざらしむ。杯酒の間と雖も、個人の私慾を去りて、衆人の公益に隨ひ、衆と共に樂むなり、己れ獨り其樂を貪らざるなり。近時世上壯年血氣の人、杯酒によりて娛樂を取らんとするや、交盟を結ばむとするにあらず、友情を厚せむとするにあらず、故に知名の士を招かむとするにあらず、朋友と會するにあらず、唯是れ個人單獨、旗亭に出入し、品行の上に醜評を來すあるも顧みる所なし。是を以て都會到る所、酒樓旗亭の大なるもの漸次衰微減少し、小亭、小樓淫靡を競ひ、浮華を尙ぶもの陸續として増加し、道徳を敗り、風紀を紊すも、之が制裁を施

さす、慙羞、廉耻を顧みざる、壯年血氣の士を驅て、墮落の深淵に沈溺せしむるに至れり、之を奈何ぞ皇運の隆昌、國家の發展を期すると云ふを得むや」と。此說卑近なりと雖、亦以て現代の趨勢、個人主義、私慾主義に傾偏して、知らず識らざるの間に、帝國の道義を侵害するの甚だしきものあるを證するに足らむか。皆是れ國體國性の存する所を覺らずして、輕佻浮薄、新を衒ひ、奇を喜び、歐米を以て無上の文明國と爲し、彼れに行はるゝ宗教を妄信するの致す所なりと言はざるを得ざるなり。

彼の人類平等、無階級、無差別主義の宗教、帝國を襲ひ來れるに拘らず、其發源地たる歐米に於て社會主義を鼓動し、共和政治を以て無上の善良なる政體と爲す人士あるに拘らず、宇内の大勢は帝國主義に傾き、共和主義「モンロー」主義の本尊たる、北米合衆國の如きも、大海軍の建設擴張に汲々として、布哇を合併し、比律賓群島の占領を確實ならしめたるが如きは、是れ明かに帝國主義を實行したるものなり。米國已に然り、歐洲列國の如きは、競ひて精巧緻密なる兵機の製造に、堅牢迅速なる軍艦の建造に、孜孜として日も亦足らず。租税を増加し、多額の國費を支出するも、毫も顧みる所なきの勢を呈し來りたるは、是れ豈現代の趨向に非ずや。

歐米列國の帝國主義なるものは、人爲的結果にして、戰闘、侵略、強者の弱者を壓伏して建設したるものなり、共同會議、衆合規約に因て建設せられたるものなり。故に現代の趨向は、今後幾十年、幾百年に繼續せらるゝや否や、頗る吾人の疑問とする所なり。蓋し人爲的原因に依て成立したるものは、又人爲の結果に依て破壊せられざるを得ざるは、數の免れざる所、天地自然の成立と全く其性質を異にするればなり。之れに反して、帝國の肇造は、宇宙間の真理に起因し、天地の剖判と共に成立したるの帝國主義にして、皇祖皇宗と、吾人の祖先は、其肇造を現實にしたるに過ぎざるなり。是を以て三千年來、外國の壓迫を受けたることなきにあらずと雖も、未だ曾て主權の轉移を許さざるなり。而も帝國が五洲列國に對して、特殊なる帝國主義を有するは、即ち帝國の道義なることを知らざるべからず。

歐米列國は、宗教を認めて其國教とし、宗教の力に依て精神涵養の目的を達せむとするに拘らず、國家としては、侵略的帝國主義の擴張を逞うしつゝあるに非ずや。顧みて帝國に行はれつゝある宗教の現状を察するに、其教徒は動もすれば、皇室を無視し、國體を破壊せんとするの行動を敢てするものあり。是れ吾人の奇怪なる

現象なりと爲さざるを得ざる所なり。而して今や我帝國に行はるゝ宗教は、耶蘇教ありて、宗派二十六を合して、教會の數は千二百十九にして、傳道師千九百六十六人の多きに上り、就中帝國臣民の傳道師たるもの千二百八十六人あるは、又少しと云ふべからず。而して是等の傳道師は、悉く帝國の國體を破壊せんとするものにあらざるべきも、帝國の道義を顧みざるの教徒たることは、彼等の言動に徴して掩ふべからざる事實なるを奈何せん。

佛教は、傳來最も古し、隨て其數最も多く、宗派五十六にして、寺院七萬千八百八十、佛堂亦三萬六千九百八十九あり、佛教會も亦四千六百八十七ありて、僧侶の數は十二萬千四百九十七人に上り、其中教師を以て任ずるもの七萬二千三百七十九人ありと雖も、今日の帝國に行はるゝ所の佛教は、既に帝國の道義に化合せられたるものあり。而し釋迦本來の教義、所謂無君無父の教なるものは、帝國の道義に同化せられて忠孝を説くに至り、國體に及ばず弊害あるを聞かざるは、吾人の聊か喜ぶ所なり。

帝國の神道なるものは、帝國の國體にして、神道は國政なり、帝國は祭政一致の國體たること、近く今上天皇の大詔に明かなる所なり。而して神道を以て、宗教とし、政府又之を宗教として公認し、宗教として管理するは、皇祖皇宗の神聖を保ち、國體の尊嚴を示す所以にあらざるや論を俟たず。然るに、今や帝國に於て宗教として唱ふる所の宗派を數ふれば、十三に過ぎずと雖も、教會は五千四百五十七にして、教師は七萬六千四百十九人あり、又盛なりと云ふべし。神道の神なるものは、皇祖皇宗にして、耶蘇教の所謂基督の神にあらず、皇祖皇宗の訓は帝國の道義にして、吾人臣民の嚴守遵奉する所なり。此道義を以て、臣民の精神を涵養すべきは、國政の第一義にして、神官、及官國幣社、府縣鄉村社を奉祭せらるゝもの之が爲めなり。其神職たるものは、其第一義を自覺して之が責に任せざるべからざるに拘らず、神職の其責任を竭すもの少なきは何ぞや。教育制度には修身科あり、以て尊嚴なる道義に基づき、精神涵養の目的を達せんとす、是れ皆帝國行政の致す所にして、祭政一致は茲に在て存せり。焉むぞ、神道を以て宗教とし、佛教、耶蘇教を混同して、愚夫愚婦の信仰力を増長せしむるの必要あらむや。願ふに神道を以て宗教とするもの輩出し來りたるは、國政の上に於て道義を鼓吹すべき神社制度ありと雖も、其力微弱

にして、振興せざるの際に乗じたるにあらざるなきか。

吾人は帝國に帝國肇造以來の國體あり、即ち帝國の道義にして、皇祖皇宗の遺訓なり、之れを古今に通じ、之を中外に施して悖らざるは、畏くも今上天皇の大詔に明かなる所なり。帝國は此の道義を以て國政を施せり、祖宗は即ち天神なり、故に祭政一致は帝國の國體なり、何ぞ必しも佛教を要せむや、何ぞ必しも耶蘇教を要せむや、又何ぞ必しも神道を宗教とし、其信仰力に依頼するを要せむや。國友尙克は舊水戸藩の儒者にして、吾人の義父に當るものなり。尙克安政中、開道錄九卷を著はし、以て宗教の弊を痛論せり、今其耶蘇教に關する論中に云へるあり。曰く。

夫れ之を紀するものは一統を明かにする所以なり。而して西荒諸戎、耶蘇生年を以て曆文となす、號して中興と爲す、是れ其國既に釋法の爲めに奪ふ所に於て、悟らざるなり。明道立教は國の大典なり、而して釋人これを掌る。冠婚葬祭は、人の大禮なり、而して釋人これを制す。是の二者は治權の存する所、而して諸戎甘して籠絡を受く、其大權を擧て、之を釋人に委す、恬然として復た疑はず。是を以て其下耶蘇を尊奉し、高く國汗の上に出づ、寧ろ其君に負くも、耶

蘇に負かず、其法君父を以て假合を爲すが故なり。

其論する所、其一是即ち帝國の自ら之を紀するは歐米列國と異なる所以にして、敢て之を侵さんとするものなしと雖も、其二に謂ふ所の明道立教に至りては、即ち吾人の茲に痛論する所にして、帝國の明道帝國の立教なるものは、帝國肇造の淵源たる祖宗の遺訓なり、是れ之を道義と云ふ、是れ之を國體と云ふ。祖宗は天神にして、帝國は祭政一致なり、今に及びて歐米列國の精粕を學びて、宗教に信賴するを要せむや。耶蘇教の君父を以て、假合となすもの、忠孝將た何の處に存せむ。是れ帝國の國體と根本義に於て相容れざるもの、而して今や二千の傳道師は、頑迷にして之を固執し、佛教徒の彼れが如く、帝國の道義に同化せざるもの、吾人の痛歎大息に堪へざる所なり。

現代に行はるゝ所の宗教にして、神道各派と、佛教各宗派と、耶蘇教新舊派とは、前に述るが如きの勢を呈しつゝありと雖も、耶蘇教は未だ國政の上に公認せられたるものにあらざるなり。而して各宗教ともに臣民に在ては、國家の安寧秩序を妨げず、臣民たるの義務に負かざるの限りに於て信仰するの自由を有するのみにし

て認めて國教となしたるもの一も之れあらざるなり。否國教と爲す能はざるものなり。帝國には肇國以來の道義あり、即ち祖宗の遺訓にして、明治二十三年十月三十日の勅語なり。此道義、此遺訓、此勅語は、彼れ歐米列國の稱する國教と等しく、皇室は此國教を信仰し、歸依せられ、以て模範を一般臣民に垂させらるるもの三千載に及びたり。皇室は乃ち無宗教にあらざるなり。然れども、此道義、此遺訓、此勅語は、國體、國性にして宗教と稱せざるなり、否稱するの必要を感せざるなり。宗教と稱せざるの故を以て、世人は宗教家の煽動に乗り、無用の訝疑を懷き、皇室は無宗教なりと言ふ、無論外教に對しては無宗教なり、無信仰なりと雖も、帝國には彼れ宗教の上に超然たる、肇國の道義、祖宗の遺訓あり、皇室は常に斯道義に率由して敢て之に違はせらるゝことなし。何ぞ必しも外教を信仰するを用ゐむや。何ぞ必しも無宗教なりと言ふを得むや。

吾人は、床次竹二郎氏の『歐米小感』なる一書を見たり、床次氏は人類には信念なかるべからずと論じたり。是れ一を知て未だ二を知らざるの致す所にあらざるなきか、人に信なくむば何事も行ひ難し、信は信するなり、信じて疑はざるなり。礦山

の工夫等の同盟罷業も信なくむば能はず、電車車掌等の同盟休業も信なくむば能はず、信念は善良の行動にのみ伴ふものにあらざるなり。信念なるもの必しも人を善良に導き、國家を擁護し、社會を裨益するものなりと解釋するあらば誤謬も亦甚しと言はざるべからず。氏は曰く『理窟にて詰込たる忠孝は怪しきものと思はる』と、又曰く『其形に拘泥して人の道は忠孝に限るとのみいふべからず』と、眞に然り、然れども之を訓るや、理に依り形に顯さざるべからず、平重盛の父を諫めたるは理に由てなり、楠正成の王事に殉じたるは形に顯れたるなり。其形に顯る所を見、其理に由る所を聽く、故に人に忠孝の道なかるべからざるを信するなり。人をして信念を興さしむるもの、必ずしも同一ならず、種々様々の方法手段なくむばならず。氏の所謂巴里に於ける凱旋門、伯林に於ける普佛、戦争の記念碑が、國民的精神と元氣の旺盛とに關すと言が如く、是等は即ち形を以て信念を興さしめむとするものたらむ。釋迦は自ら釋迦たるの理窟あり、基督は自ら基督たるの理窟あるが如く、其理窟に由て信念の善となり、惡となり、社會を益し又社會を害し、國家を幸し、又國家を禍するの信念ともなることを知らざるべからず。『人の道は信を以て立ち、信

に依るにあらざれば會得すること能はず」となし、其信する所の善惡邪正を問はず、信念さへ有すれば可なりとなさば、臺灣の蠻人も亦確乎たる信念を有するならむ。此の如くむば社會も國家も危險千萬なりと言はざるを得ず。

吾人は床次氏の歐米を漫遊し來り、帝國臣民の精神修養に氣付れたるを喜ぶものにて、鷄群中の一鶴なりと認むるものなり。然れども吾人は是れ其一を知て其二を知らざるなきかを疑ふ。列國、各國體、國性あり、國體、國性に適せざるの教は、其國を危險ならしむるものたるを知らざるべからず。唯一の信念を以て人道とし、教義の國體に悖らず、國性に謬らざるや否を問はず、如何なる教義も信念、以て之を仰げば可なりとなす、國家を認めず、倫理を問はず、君主を仰がずとせば或は可ならむ。然れども、人に父子あり、兄弟姉妹あり、集りて國家を成し、君主を仰ぐ、業に國家を成し、君主を仰ぐや、列國各特殊の國體を形成し、國性を具備せざるはなし、隨て教義の適不適なくばあらざるなり。是れ吾人が宗教各派の教義に於て、大に發明し、大に感服する所なりと雖も、帝國臣民としては直に之れに賛同し、渴仰し、洗禮を受くるを得ず。是れ吾人の茲に反復切論せざるを得ざる所以なり。帝國の肇造せ

られたるもの、一定不動の訓たる道義の儼乎として存在するあり、斯道義は國體なり、國性なり、祖宗の遺訓なり、宇宙の眞理なり。道義一たび衰滅せば、帝國は存立の要素なきなり。床次氏なるもの其二に於て思ひ半に過るものあれば幸なり。

近時神、佛、耶の三教を會同せしめ、以て國家に貢獻せしめむとするの企畫、政府部内に胚胎せりと聞き。吾人は其目的の粗大にして行はるべきにあらざるのみならず、帝國臣民が二大戦役を経て、我國體、國性の貴重なる所以、祖宗の遺訓の深遠なる所以を釋得し、今上天皇の勅語、帝國の道義は漸く曙光を認め來りたる今日に於て、益々之れを中外に發揮することを勉めずして、根本的に國體、國性と調和するの頗る困難なるべき宗教に干涉して、其目的を達し得べからざるのみならず、之れが爲めに、却て帝國の道義をして、再び氛氣毒霧の裡に埋没せしむるに至らむかを慨嘆し、政府の眞意の存する所を質問して、其蒙を啓かんことを期したり。然るに三教會同の企畫は、内務次官たる床次氏の一己の意思に出でたるものにして、政府の干與せざる所なりとの辨明を同次官に得たるを以て、吾人の質問は之を見合したり。然るに吾人の親友なる木下代議士は、吾人と感を同うし、縷々數千言、條理分明

なる質問を爲したり、今速記録より其一端を左に摘載すべし。

近來に至つて幸に科學殊に國法學の進歩に依つて、政教分離、信仰の自由と云ふことの原則が明かになつたために、其結果として宗教家も政治家も各自異つたる天分のあることを今に至つて夢の覺めたる如くに自覺致して居る、是に於て政治家宗教家は雙々相並び相冒さず、相悖らずして、各自の天分、一は國家を主體とし、一は人道を主體として、互に其天職を盡して居ると云ふ結構なる時代になつて居るではありませんか、故に世界の文明國は一として政教分離を表明して居ない國は一箇所もないではないか、恐くは回々教以外には政教分離を表明して居らぬ國と云ふものは一箇所もないのである、諸君世界の大勢は此の如くである、學問の進歩は此の如くである、我日本の憲法並びに一般の國法は此の如しであります、此際に當つて内務省は何を苦んで世界の大勢に逆行し、學問の權利を打破り、國法を無視して、此の如き大膽なる計畫をなすのでありますか、私は其意のある所を了解するに苦むのであります。

元來宗教は、各其教義の存する所あり、人道は一にして二あらざるは勿論なりと

雖も、其人道なりとする所は、各宗教義の一致せざる所なるを奈何せむ。教義の一致せざる所は乃ち帝國の國體國性に適不適の現れ來る所以にして、吾人は佛、耶を排斥せむとするものにあらずと雖も、之を採て帝國の國教とし、臣民を誘掖する能はずとなすものなり。又神道各派なるもの、主義とする所は、帝國の道義にして祖宗の遺訓なり、帝國の國政は、之れに因て行はれ、帝國の神社制度は、之れに因て立てり。祭政一致は、歴代天皇の宣明せらるゝ所にして、之を宗教視し、宗教を以て取締を爲すの極めて不條理にして、國體を蔑視するの端を啓くものたらざるなきかは既に論ずる所の如し。神、佛、耶の宗教なるもの、假令人道に益する所ありとするも、帝國の國政の上より、是等宗教の力のみを頼て臣民を誘掖せむとするは、却て五洲列國に特絶する帝國の國體、國性を損傷するものにして、極めて退歩の企畫なりと言はざるべからず。現代に於ける道義の趨勢は、此の如きの企畫に對して一顧だも與ふるの價を有せざるなり、唯だ政權を以て濫りに之を敢行せんとするが如きあらば、甚だ國家を災するものたるを茲に辯せざるを得ず。

吾人が今筆を執りつゝある間に於て深大なる考慮を以て注目せざる可からざ

るものは支那革命騒亂に關する報道是なり。元來支那は革命的の邦國なり、夏となり殷となり、周となり、秦、漢となり、三國となり、晋となり、南北朝となり、隋、唐、宋、元、明清と爲り其朝の更代頻々なりと雖も、其國は君主主義に由て成立し、君主政體を繼續し、儒教は彼れに興り、王を尊び、覇を卑み、仁義を唱道す、五大洲の最舊國なり、今や滿洲朝廷は威力を失し、革命軍各省に勃發したるもの、自然の勢なるべしと雖も、革命軍の主張する所は民主主義の共和政治を創立するにあり、是れ支那にありては古今未曾有の事なりと謂はざるべからず、其國體國性固より我帝國と天壤の差ありと雖も、東邦に在りて、君主國の一變して民主國たらむとするに於て、其影響如何は豫め之を慮らざるべからざるなり。是れ吾人の今日に於て、最も帝國の道義を闡明し、帝國の肇造せられたる所以、皇祖、皇宗の遺訓のある所を、臣民の頭腦に充滿せしめ、其骨髓に徹底せしめざるべからずとなす所以なり。苟も帝國臣民をして帝國の道義を嚴守遵奉せしめば、支那の民主國たると、共和國たると、我れに於て亦何の恐るゝ所か之れあらむや。

要するに、支那は東邦に於て、文明の最も早く開けたる國にして、孔子あり、孟子あり、仁義を説き、以て王道を鼓吹したり。仁義は帝國の道義たる忠孝と一致せりと雖ども、忠孝ありて之を統一すべきの至大至要なる元極を有せざるなり。是を以て征討侵伐、久しきに至りて、絶ゆるの時なく、以て今日の革命騒亂を湧起したるものたらざるはなし。豈獨り支那のみに限らんや、五洲列國皆此弊を免るべからざるなり。忠孝を統一すべきの至大至要なる元極とは何ぞや。即ち宇宙間の眞理に基づき、天地と共に無窮なるべき萬世一系の天皇是なり。忠孝の起因するや、全く此の元極の備はれるものあればなり。夏、殷、周たり、秦、漢、晋、三國たり、隋、唐、宋たり、元、明、清たるに拘らず、皆是れ強者の弱者を壓服したるの君主政治たるに過ぎざるなり、之を如何ぞ忠孝を統一して元極を立つるを得むや。革命の騒亂は五洲列國の期待したるもの一朝一夕の故に非ず。列國なるもの之を奈何ぞ袖手傍觀するを得むや。或は一變して南北分治となり、或は再變して東西南北の四國となり、或は更に統一して一國となり、立憲君主政治を建設すべき乎、聯邦共和政治を創立すべき乎は未だ知るべからずと雖も、完全なる國體の下に樹立するの政體にあらずして、強者の篡奪にあらずむば、國民協約の政體たるに過ぎず、要するに忠孝統一を

鞏固ならしむる能はざるや必せり。此の如くにして其政體を永遠に保守し得べきにあらざるは、既往紀元四千年に亘れる彼れの歴史の自ら證明する所なり。一輩帶水を隔て、帝國に接近し、而も其教ふる所は忠孝なり、帝國の道義と大差あることなし、然れども、其忠孝は歸着すべき元極を有せず。是れ征討、侵伐、騷亂、革命の絶えざる所以なり。早晚宇宙間の眞理に基づく所の元極たる萬世一系の天皇を待て統一せらるべきは自然の趨勢にして、誰か又之を疑はむや、近く韓國併合の例之を證明して餘りあるにあらずや。忠孝豈に元極なくして存立するを得むや。帝國臣民たるもの、今に於て深く帝國の道義の中外に施して悖らざるものあるを思はざるべからず。

近來世人は、歐米人の帝國古代の器物を尊重するに鑑み、漸く國粹の破壊すべからざるを覺り、古代の建造物に注意し、政府は古社寺保存會を設け、東京の有志者は、史蹟、名勝保存會を設くるあり、地方人士亦舊蹟、勝地を保存することに勉むるに至りたるもの、吾人の大に喜ぶ所なり、然れども、是れ皆物質的の保存に止まりて、古書、畫骨董の愛玩に異ならざる也、而して貴重尊嚴なる國粹、精神的の保存に至りては、

往々之を等閑に附し去るが如き吾人の遺憾に堪へざる所なり。物質的の愛玩に供すべき國粹の保存すべきを知て、精神的の貴重すべき國粹の保存すべきを知らざるは、豈帝國臣民の一大缺點にあらざるなきか。古社寺保存會とは何ぞや、吾人は前に寺社奉行、社寺局なる官名、官衙の不條理なる所以を論じ、神官僧侶を好對話となすを難じたり。寺社奉行は既往に屬し、社寺局は廢止せられたりと雖も、古社寺保存會は存せり、茲に古社寺と云ふは建造物に過ぎざるべしと雖も、抑も茲に古社寺と稱する所の帝國の社なるものは、神祠にして、皇祖皇宗を奉祭する所なり、國體を表示する所なり、道義を訓ふる所なり、建造物たりと雖も、其建造物に奉安する神靈は、帝國を永遠無窮に鎮護する所の祖宗にあらざれば、其遺訓を紹述したる天皇、及帝國に貢獻したる忠臣義士にあらずや、國家精神の存在する社を以て、精神的に之を崇敬して億萬斯年に傳へ奉るべきは、帝國政府、帝國臣民の當然の任務たるに非ずや。然るに世の淺識者流、之を物質的に愛玩せむとして保存するの傾向を示し、佛堂寺院と同一視して、古社寺保存會なるものに一任し、國體の尊嚴なる、道義の貴重なる所以を帝國臣民に知らしむるの途となるか、思はざるも亦太甚しと謂

ふべし。肇國の精神たる祖宗の遺訓、吾人の所謂道義を保存するは、帝國を擁護する所以なり。既に物質的に國粹の保存すべきを知るは、吾人の喜ぶ所なりと雖も、實に尊嚴貴重なる精神的の保存を等閑に附し、外物の侵害に放任し、國家の危殆に瀕するを覺らざるは、吾人の痛歎大息せざるを得ざる所なり。

吾人は更に茲に一言せざるを得ざるものあり。今の博士、學士等、好みて國家の統治權を論ず。學理の研究として、敢て之を咎むるに、あらずと雖も、其論する所、皆歐米列國に於て、曾て其研究したる糟粕を嘗むるに止まりて、未だ曾て根本的に帝國固有の道義固有の國體に基きて、眞理を發見するものあるを見ず。想ふに、歐米列國に在りては、古より眞理に適するの國家統治權を有せしものなく、革命、戰爭、征伐、強者の弱者を壓服するにあらざれば、則ち共同合議の結果、一人を推戴したるものにあらざるはなし。是れ豈に民約説となす所以に非ずして何ぞや。現在の歐米列國に於て、彼等同志の論難研究するは、則ち可なりと雖も、苟も眼孔を大局に放ちて、國家の統治權を論せんと欲するものは、須らく先づ五洲列國國家の起原に溯りて之を研究せざるべからず。蓋し國家の統治權は、建國の起原に因て其趣きを

異にするものなればなり。而して歐米列國の歴史に溯りて其起原を研究するに、未だ嘗て其能く眞理に合するものを見出す能はず、是を以て強奪説となり、契約説となるを免れざるなり。獨り我帝國に至りては、其起原五洲列國と其國性を異にし、其統治權已に強奪にもあらず、契約にもあらず、天地剖判の始めより君臣の分已に定まり、此君臣ありて此帝國ありし也。是れ帝國の道義なるもの、亦宇宙間の眞理にして、國體と終始する所以なり。蓋し人集まれば社會を成し、社會成れば國家を成し、國家成れば主權者を要するは、宇宙間の眞理なり。帝國は此の眞理に基づきて、皇祖皇宗と、吾人臣民の祖先と肇造せられたるものなり。故に天皇は絶対無限の統治權を有し、臣民は絶対無限の服従の義務を有す。是を以て帝國は君主立憲政治にして、立憲君主政治にあらざるなり。天皇は神聖にして、道義を嚴守し、臣民を訓育し、臣民は忠實にして、道義を遵奉し、王事に貢献す。故に天皇は憲法を欽定して、帝國議會を開き、臣民の輿論を採りて、國家を統治す。帝國の立憲政治、是れなり。嗚呼、道義は立憲政治の骨髓にして、君臣之に因て相和し、舉國之に因て一致す。之れに因て、國力内に充實して、之れに因て、國威外に宣揚す。此の如きの立憲政治を以て、統

治權を行ふもの之れを眞理に合すと言はずして、天下又眞理に合するものあらんや。今の博士、學士等、根本的に眞理を求めて、統治權を論ずるものなく、徒らに歐米學說の糟粕に皮相し、軽く統治權に言及す、吾人其愚を憫笑せざらんとするも得ざるなり。

日露の戦役は、大に帝國の道義を喚起し、政府當局者は、神社中心論を主唱し、學士博士等亦國體を尊び、國性を重むること、憲法の講義、歴史の説明に因て明かなりと雖も、猶ほ未だ吾人をして安心せしむる能はざるなり。念て此に至れば、吾人をして轉た痛歎大息に堪へざらしむるものあり、滔々たる天下、利己觀念の外に、何等の思想、何等の主義もあらざるなり。帝國の道義は、只是れ歴史の上に現れ、文字の上存するのみにして、口に之を唱ふるも、心に之を守らず、利己の前には大義なく、利己の前には名分なく、信なく、義なく、節を賣り、操を破るは、弊履を脱するよりも猶ほ輕し、是れ豈に獨り政治家のみならむや、農工商一般の臣民然らざるはなし。而して人口は日に増殖し、租税は日に苛重となり、物價は益々騰貴す、人類無差別社會平等個人主義の宗教は、滔々として洪水の如く此の間に蔓延す。教育制度は、智育

の一方に偏し、神道家は、本來の職責を全うするの力なし、先憂の士、帝國今日の趨勢を見て如何の感あるか。吾人は志士仁人が蹶然起て救治の策を講せむことを切望せざるを得ざるなり。

評 說

ローズヴェルト其の第二次大統領の職に在りし時嘗て人に語つて曰く、凡そ國政を爲すに當り最も之が障礙と爲るものは、第一腐敗政治家にして其次は誠意を有する突飛の改革主義者なりと。予此言を聞て流石に氏の實際政治家たる識見の高きに服す。腐敗政治家の國政に害を爲すは固より論なし。希臘羅馬の古代より輒近露西亞西班牙葡萄牙等の諸國に至り、腐敗政治家の國家を誤り社會を毒したるの例は、屢指に暇あらず。唯だ夫れ正直なる突飛の改革者が國家に害あるは一見爾かく明々ならざるものあり。當に其害の明白ならざるのみならず、其の新思想を標榜し、新主義を提唱するより、世人往

往之を歓迎して意外の勢力を之に與ふることあり。而して此種の改革主義者は其精神潔白正直なるものなれば自信力極めて強く自家の突飛なる意見が實際に適用すべきものに非ざるを悟らずして飽く迄之を遂行せんとする。故に實際的政治家が其國政に害あるを知りて之に反對するも、彼等は頑然其所見を固持して改めず。却て實際的政治家を以て因循固陋と爲し益反抗し來る。而して言論出版の文明的利器具さに備はる今日に於て、此徒の國家社會に害毒を流す特に甚しきを見る。ロ氏が之を厄介視せるは秦皇坑儒の意に似て大に味ふべき所あり。抑合衆國は泰西諸國中に在りて進歩の最も急激なるもの、其の政治法律より學術技藝及百般の産業に至るまで一意之が改良進歩に熱衷し、一日他國に後るゝは則ち一年の恥となし、一年他國に後るゝは則ち十年の恥と爲すの國なり。ロ氏之を知りて而して彼れが如きの言を爲す。非實際的改革者の恐るべく腐敗政治家の惡むべき深甚なるを覺悟したるに非ずして何ぞや。

我日本帝國世界無比の國體を以て巍然東洋に屹立し、時に皇威の汚隆を免れ

ざりしと雖、天子の人民を視る赤子の如く、人民の天子を仰ぐ慈父の如く、中間相家武門の政柄を執ることありて皇室と人民との間、時に垣牆の遮るもの無きにしも非ざりしと雖、慈父孝子の至情は嘗て一日も熄みしこと無し。『高き屋にのぼりて見れば煙たつ民のかまどは賑ひにけり』と宣ひし昔より『古へのふみ見るごとし思ふかな己が治むる國はいかに』と歌ひ給ふ今上天皇に至るまで、下百姓と上萬乗との間に於ける忠愛の誠意は嘗て渝ることある無し。明治稔三の歲國會を開き萬機公論に由るとの聖詔を履行し賜ふや人心更に一新、智勇辯力併び進みて皇運を扶翼し國力を隆昌ならしむるに兢ふ。征清討露の大役世界を震懼せしめて國威を八紘に輝かしたる決して偶然に非ざるなり。歐米人或は之を解せずして曰く日本人は死を恐れざる蠻人の如し。砲聲銃音に狂して盲進するのみ。野猪の類なり。文明國人の敵する所に非ずと。歐米人の心理と日本人の心理との相違は實に此に存す。

抑も仁義忠孝の四字は我國民一々其意義を解せずして之を守り、義勇奉公の大義は口に言はずして躬に之を行ふ。家に在りて其父に孝なるの子は戰に

出でて其君に忠なるの臣なり。家に在りて夫婦相和し兄弟相愛するは社會に出でて公德を重んじ正義を守るの心なり。是れ我國人固有の徳性にして泰西人の怪むで而して羨望措かざる所なり。故人の皇朝萬乘一統、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然、といふもの實に我國の特色を道破したるものなり。始め我國の憲政を布き代議政治を行ふや、歐米人は或は曰く封建制度の下に馴致されたる日本人果して能く憲政の施行に堪ふるや否と。而して國會開設以來我國憲政實施の跡を検すれば必しも泰西の先進國に多く譲る所無きを見るべし。但吾人の少しく遺憾に思ふ所は、一部少數の人士を除き國民の多數は憲政の眞諦を悟了せざるか、或は之を悟了するも忽諸に附するの嫌無き歟の點に在り。抑も忠孝の大義仁義の大道は古今變なしと雖も、之が妙用は世運の進歩と共に變改せざるを得ず。今日に在りて日本國民の最も忠とする所は、各人其力を盡して生業に勵み國力の増進を計ると、參政の權利を重んじて憲政の擁護に努むるにあり。此二事にして舉らば天下皆聖皇の徳を謳歌すべし。立憲政治の妙所も實は此點に在り。各人皆其義務を盡し權利を

伸べ其家に在ては父子夫婦昆弟敬愛親和の徳を失はず。社會に出でては往來交際に些の怨嗟些の不平無く、人々皆其最善^{ベスト}を盡して心に満足するは立憲國民の本色なり。文明國人の常道なり。多數人民を奴隸にして一人に奉ずるは專制國の特色にして、家族生殺の權を家長に與ふるは野蠻時代の常習なり。我國憲政を實施してより既に二十餘年、大體に於て非難すべき所無きは前述の如しと雖も、歐米先進國に比して頗る遜色あるは掩はんとして能はざる所なり。特に選舉人が其一票の投票に由て國政に大影響を及ぼす所以を覺らず黃白に依て左右せられ、代議士が其職責を忘れて名利を趁ふが如きは最も悲しむべきの點なり。斯くの如きは我國固有の誇たる仁義忠孝の大道に背戻するのみならず、社會進歩の原則を破壊するものなり。頃日友人大津君『帝國憲政と道義』なる一書を著はし予に批評を求む。予多忙にして其全部を讀了する能はずと雖も、其第五六七の三章は予が平生の所懐と符合する所尠からず。其の日本國體の世界無比にして上下忠愛の美德に富むを説き、近年政治家及び一般選舉人が、我國古來の道義を忘却して、動輒ち憲政の運用を

誤らんとするを慨きたる所大に予輩の心を惹けり。抑も大津君が往時改進黨の一有力者として當時改進黨の發展に盡力したるは皆人の知る所なり。爾來政界に在りて三十年一日の如く衷心國事を憂ふるの言動は、識者の均しく認むる所なり。今此一大著書を見るに及んで予輩は益君が用意の尋常ならざるを想はずんばあらず。唯憾むは予輩公私多事にして君が苦心を充分味ふ能はず。僅かに數言を列ねて好意に酬ゆるの外無きを。他日閑を得て此罪を謝せんのみ。

明治壬子四月

高田早苗

高論拜讀憂時慨世の念勃々として行間に溢る。但論鋒銳利、偶ま破邪に偏し、聊か褊狹の嫌なき能はざるものなからず。然も是れ著者護道的大精神の迸發する所、所謂過を見て仁を知るの類歟。予は大體に於て、著者と同意同感なるを明言するに憚からざる也。

明治四十五年二月念一

蘇峰學人

著者頃日『帝國憲政と道義』と題する一書を起草し余に評言を徵求せらる。余之を一讀して其宗教的熱誠と道義的意識の熾んなるに敬服せり。然れども余は本書の議論に對して意見を異にする所多きを以て一應評言を附することを辭謝せり。而かも著者は余の意見異なる所あるに拘はらず余の批評を求むること甚だ切なり。蓋し余の専ら意見を異にするは儒教、佛教、耶穌教及び政治の隆替に關する所にあり。然かも著者は多年憲政の爲めに盡碎し、今又た憲政の確立は道義の基礎に依るべきことを切論せり。其の議論の誠實なる、主張の熱烈なる、流石に水戸派の流れを汲める著者の眞面目を見るに足る者あり。余や不肖にして著者と意見を異にする所甚だ多し。然かも著者が憲政の完成は國民道德の發展に俟つ可しとの結論には最も賛同の意を表し、又著者と同じく其事に従はんことを期するものなり。敢て一言を記して著者の誠意に酬いんと欲する而已。

明治四十五年二月廿七日

浮田和民

外人の日本人に接してまづ驚きたるは「ハラキリ」なり。泉岳寺に詣でて昔話に驚き、堺事件を目撃して實地に驚けり。日本の武士魂に就いては、何となく不思議に感じ居るよし、日清戦争あり、日露戦争あり。日本兵の強きは單に獨逸流の兵制を學びたるが故にあらずして、必ず日本魂の作用なるべしと氣附くに至れり。茲に於て頻りに其の史的因由を採り、實際の理由を知らんことを勉む。諸外國が本邦の學者を聘し又は著書の翻譯を試みなどするは皆之れに由れり、日本學講座の設置、日本留學生の派遣等も亦之が爲なり。中には教育勅語を以て直ちに學校の教科中に加へたるものさへありと聞く。此の一種の狂熱的日本崇拜を馬鹿々々しとや見けん、先般チャンバレン氏の『日本に於ける新宗教の創造』といふ題目にて、日本は今官僚派が皇帝崇拜熱を國民に宣布し居る時代なりと説き、以て外人の輕擧を嘲笑せんとせり。余その論文を一讀するにチャンバレン氏は日本に滞在せること數箇年、日本の語學文學に通じたる人なれども、日本の精神事情を惜しいかな、未だ了解し居らざるが如し。氏は國民の敬神忠君の思想を以て單に近世に起りた

る者とし、いはゆる南北朝、幕府時代等は全く忠君の思想の缺如せる時代なりとせり。これ誠に皮想の見たるを免れず。チャンバレン氏にして已に然りとせば、普通の外人の日本觀察は其の謬らざるは蓋し尠からん。今の世に於て世界の學說の長を採らんは可し。然れども強ちに彼を信じ我が美を忘れんは斷じて不可なり、一遍一言の感を記す。

拜 讀

や

い

ち

語に曰く『道得衆則得國、失衆則失國』と。道義の精神は、獨り政治界に於て缺くべからざる要具たるのみならず。實業界に於ても、教育界に於ても、宗教界に於ても、文學界に於ても、藝術界に於ても、軍事界に於ても、其基礎と爲り、其淵源と爲るものは道義の精神に在り。國家の隆替、社會の盛衰、一として斯精神の消長如何に關せざるは莫し。然るに、我帝國の泰西的文明を採用するや、獨り物質的文明の外容に限眼して、固有の國體國性を顧みず、我を捨て彼に従ふに至れり。是を以て物質的文明、愈々具備するに隨て、精神的文明の基礎、愈よ危

殆に瀕し、社會を擧て、無主義、沒理想の狀態に陥りしもの、當然の理勢なりと謂はざる可からず。

鈴山鬼、身を政界に投ずるもの三十有餘年、平素心を憲政に留め、研究研鑽、日も亦足らず。頃日、時事に慨する所あり、一書を著はし、名けて『帝國憲政と道義』と曰ふ。其意、帝國の道義を闡明し、國體國性を發揚し、以て憲政に貢獻せんとするに在り。今や、國民、物質的文明に心酔し、汨々没々、風靡波頽、殆ど適從する所を知らざらんとす。此時に當り、斯書あり、以て國民の主義方嚮を指示するもの、的には、是れ霧海の南針たり、闇夜の巨燈たり。若し夫れ其書中、説く所、我を揚て彼を抑へ、己れを尙びて他を鄙むの嫌なき能はざるは、白璧の微瑕たるを免れずと雖も、道義の精神を鼓舞作興して、社會を矯正せんとする大主眼に至ては、余の飽くまでも同感同情を表せざるを得ざる所なり。

碧泉 柵瀬軍之助拜讀

我日本帝國は、世界特殊の主義精神あり。故に世界特殊の國性國體あり。我

天皇の萬世一系神聖にして、侵すべからざる、國家の不羈獨立、未だ嘗て外國の侵略を受けざる、國民の忠孝勇武、國家的精神に富める、是れ固より種々の原因ありと雖ども、其最大原因は、職として世界特殊の國性、世界特殊の國體に由らずんば、あらざる也。

日本民族の由來に就ては、種々の學説ありと雖ども、日本古代の國史に據れば、我民族は、天御中主神、高皇產靈神、伊邪那岐尊、及、天照大神より出で、其嫡流は、天皇と爲り、其他は、皆皇室の別家たり。日本人の根本的要素たる民族の外に、異族の人種あり、外國より歸化の人種ありと雖ども、其精神は、日本に同化し、日本民族と融合一致して、全然日本人と爲りしなり。此の如く、我日本人は、其祖先を同うし、又其祖先は、神々にして、吾人は、其神裔たるに於て、吾人子孫たるもの、克く忠に克く孝に、結びて、共同一致の精神と爲り、發して、尊王殉國の熱血と爲り、天壤無窮の皇運を扶翼するもの、是れ實に帝國特殊の國性にして、亦世界無比の國體を建設したる所以なり。

世或は神話的に、或は宗教的に、日本の國體を解釋せんとするものありと雖ど

も日本の國體は倫理的にして宗教的に非ず。國家的にして個人的に非ず。國家と共に成長し、國家と共に發達し、數千年來、鍛鑄し來りし絶對的特殊の國體なり。故を以て日本人の理想は、生生主義にして厭世主義に非ず。帝國主義にして個人主義に非ず。進取主義にして退嬰主義に非ず。擴大主義にして縮小主義に非ず。現世主義にして未來主義に非ず。而も其生生主義も、帝國主義も、進取主義も、擴大主義も、現世主義も、一として崇高偉大なる道義に基きたる生生主義、帝國主義、進取主義、擴大主義、現世主義に非ざるは無し。是れ豈我日本民族が宇内強國と競争場裡に馳驅して能く其大を成す所以に非ずして何ぞや。

日本の國體は、帝國道義の結晶體なり。帝國倫理の根幹なり。帝國國風の精華なり。帝國國文の神髓なり。帝國に於ける政治、經濟、軍事、教育、法律の淵源なり。近古以還、國學の大家、荷田春滿、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤、山崎闇齋、谷秦山の徒、前後輩出、日本の國學、國文、國典、國體に關し、詳查精究至らざるなく、其發明する所亦少なからずと雖ども、而も國體の本義を具體的に闡明し、一種の

國家學と爲したるは、蓋し水戸學派を以て嚆矢と爲さざるを得ず。彼の會澤伯民が新論に於て、『國體』を論じたる一篇は、單に大體を説明したるに止まれりと雖ども、道義を以て國體の本源と爲すに至りては、千載磨滅すべからざるの至論なり。伯民の論に曰く、

君臣之義、天地之大義也。父子之親、天下之至恩也。義之大者、與恩之至者、並立天地之間、漸漬積累、洽浹人心、久遠而不變、此帝王所以經緯天地、綱紀億兆之大資也。昔者天祖肇建鴻基、位即天位、德即天德、以經綸天業、細大之事、無一非天者。比德於玉、比明於鏡、比威於劍。體天之仁、則天之明、奮天之威、以照臨萬邦、迨以天下傳皇孫、而手授三器、以爲天位之信、以象天德、而代天工、治天職、然後傳之千萬世。天胤之尊、儼乎其不可犯、君臣之分、定而大義以明矣。天祖之傳神器、特執寶鏡、祝曰、視此猶視吾焉。而萬世奉祀、以爲天祖之神。聖子神孫、仰寶鏡而見影於其中、所見者即天祖之遺體、而視猶視天祖。於是乎盟薦之間、神人相感、不可以已、則其追遠申孝、敬神修德、亦豈得已哉。父子之親、敦而至恩、以隆矣。天祖既以此二者而建人紀、垂訓萬世。夫君臣也、父子也、天倫之最大者、

而至恩隆於内、大義明於外、忠孝立而天人之大道、昭々乎其著矣。忠以貴貴、孝以親親、億兆之能一心、上下之能相親、良有以也。

忠孝肇國の本義を論ずる、盡せりと謂ふべし。是れ維新以前、水戸學の天下の士氣を鼓舞したる所以にして、王政復古に大造ある所以なり。然るに、維新以降、四十四年の今日に及び、我友大津鈴山をして、國體論を大聲疾呼せざるを得ざらしめたるものは、何ぞや。

我日本は、三十七八年役の結果、世界一等強國の地歩を占め得たりと雖ども、物質主義の潮流、滔々として六十餘州に汎濫し、上は政治、經濟、法律、軍事、教育より、下は社會、風俗、文藝、習慣、家庭に至るまで、一として其影響を受けざるなく、其弊今日に至りて極まれり。人臣の儀表たる總理大臣にして、相場を爲すものあり。國民の選良たる代議士にして、其節を二三にするものあり。國家の干城たる軍人にして、賄賂を貪るものあり。爵祿名利の外に超然たるべき學士にして、曲學阿世、其文を售るものあり。清廉純潔、一世に模範たるべき宮廷の重臣たりし人物にして、社會より其汚行を指彈せらるゝものあり。不羈獨立他

の侵犯を容れざる司直官にして、行政府の奴隸たるを愧ぢざるものあり。日本唯一の實業家にして、昨は前内閣の財政策に謳歌し、今は之を攻撃し、現内閣に謳歌するものあり。其他、教育家なり。宗教家なり。文藝家なり。技術家なり。新聞記者なり。其品性陋劣、市井無賴の徒に類するもの、滔々皆是なり。夫れ國民の先覺者にして、一個獨自の本領なきや此の如し。寧ろ、復、政治社會に、實業社會に、教育社會に、軍事社會に、學藝社會に、言論社會に、其大信仰、大主張、大道義、大本領あるを望むべけんや。是れ蓋し鈴山が憤を發して時事に蒿目し、書を著はして之を世に問ふ所以なるべき歟。

鈴山は舊水戸藩の人。嚴君栢樹堂夙に尊攘の大義を唱へ、義父國友善庵藩儒を以て國體論を主張す。其家訓學統、業に已に承くる所あるや此の如し。鈴山が少小經國濟民を以て自ら任じ、明治十二三年の交、關東に率先して自由主義を鼓吹し、廿三年一たび選ばれて代議士となりしより以來、三十年一日の如く、苦節を守りて、藩閥に抗し、憲政の扶植に盡瘁するもの、抑も亦故ある哉。鈴山平素身を政界に投じ、席暖まるに違あらずと雖も、念頭未だ嘗て國體の擁護

を忘れず、其議論剴切、時弊に中るものあり。頃日、鈴山、時勢に激し、『帝國憲政と道義』の一篇を著はし、一評を余に問ふ。余受けて之を閲するに、國史に由りて國體の本義を論じ、國體の本義に由りて道義の大體を論じ、道義の大體に由りて時弊を論ずる、箴々として其肯綮に中る。蓋し其論旨、必ずしも斬新なりと謂ふべからず。其文辭、必ずしも敏妙なりと謂ふべからず。然れども、憂時慨世の誠、中に發して、熱血熱淚、淋淋漓漓、行文排字の間に、迸るに至ては、一代の好文字に非ずと謂ふべからず。

世上の論者、往往時務を論じ、財政問題若くは外交問題を喝破し、自ら大政治家を氣取るものなきに非ず。然れども、國家の興亡隆替する所以のものは、獨り財政の伸縮のみに非ず。獨り外交の得失のみにあらず。願ふに道義の消長如何に關せざるはなし。苟も道義一たび地に委せん乎、國家の傾覆之に隨ふ響の聲に應ずるが如し。羅馬帝國の末路是のみ。滿清朝廷の今日、是のみ。經世家を以て自ら任ずるものにして、慮を國家永遠の大計に注がず、區區たる目前の問題に汲汲として、牛李黨争以外、國家問題なきが如き觀あるは、何ぞや。

是れ余が國家の前途に對して痛嘆なき能はざる所なり。

嗚呼、鈴山は憂國の士なり。身、一日の閑なくして、心、千載の憂を懷き、此書を著はし、以て國家の爲に、百年の大計を建てんと欲す。是れ豈翩翩たる文士者流の夢想だも及ぶ所ならんや。余は此書の世道人心に裨益する、世の所謂經國策を論ずるもの、比に非ざるを信せんと欲す。一讀の餘、感慨禁ずること能はず、聊か所見を據べて總評に代へ、以て此書を繙くものに告ぐと云ふ。

明治四十四年臘月二十八日於黑龍會

辱知生 紫山山人 識

予が、大津淳一郎君と相識れるは、今より廿二年前、帝國議會はじめ、開け、君が第一回の衆議院議員として、議場に起られたる頃なりき。此の頃や、歐化風、なほ盛に吹き荒みて、道義、または神祇の事等は、之を語るも、殆ど耳を傾くるものなく、さる事は、政治家の本領にあらず、さる事をいはんは、時代おくれの頑迷固陋者のみと、却つて嘲笑罵詈するの風潮なりき。然るに君は、吾人同志間の神

祇官設置論を聞くや、直に之を賛してはいはく、神宮及神社は、我國道義の淵源にして、これ有るが故に我國は建ち、これ有るが故に我國は榮ゆ。然るに國家が、神祇の事を捨て、顧みざること、今日の如くんば、我國の將來を如何にせん、皇統一系の我が國體を如何にせん。爾來、上下兩院の同志者と謀り、建議に、質問に、法律案には、た上奏案に、年々歳々、殆ど本件に關する提議あらざるは無く、終に去三十一年に至り、内務省神社局の別立を見、尋で官國幣社經費、國庫支辨の法律制定せられ、又府縣社以下各神社にも幣饌料供進の勅令出で、神社本來の性質、稍々世に判明せられんとするに至りしが、今二十八議會に於ては、君、更に神社崇敬に關する建議案を提出して、神社局の擴張を主張し、我が國家肇造の精神を明確にして、國民道義の向上發展を圖らざるべからずと論議せらる。其の忠誠熱烈、洵に以て驚歎すべく、感謝すべし。予は常に思ひらく、我國の政治家は、必ず神道家たらざるべからず、再拜拍手、朝夕『神様いぢり』をせよとはいはず、然れども、少くも神道の本義を解し、神祇の眞諦を覺りて、之を政治上に運用するの念慮なからざるべからずと。予は此の見地より、君を以て、現代に於

ける眞正の政治家と爲し、常に尊敬を拂ひつゝあるものなるが、君此の頃、本書を齎し來つてはいはく、回顧すれば、我が一身の政治上に於ける過去は、皆これ失敗の歴史なり。然れども、苦節三十有餘年、敢て志操を二にせず、惡戰苦闘を續け來りしに、社會の風潮、漸く順境に向ひ、斯道の發展、眼もあやなるを見て、心竊に安んずる所ありしに、先般突如として大逆事件起り、また南北朝正閏問題の如き、一時囂々たるものあり。これ歐化風の名残にして、敢て驚くに足らずと雖も、亦遠く我國の將來を慮れば、轉た寒心に堪へざるものあり。これ本年また敬神問題を提議したる所以にして、尙かつかゝる一著作を爲したり。君、批評を惜む勿れと。予喜んで之を披閱するに、議論適切、事理明確にして、而も時弊を説破し、將來を指導すること、丁寧親切を極め、たゞ全然同感、敬服々々と評するの外なきが、予は又本書を視て、君が既往の行動、故あるかなと敬服し、景慕の念、いよいよ切なるを覺えき。予即ち君に慫慂してはいはく、今や總選舉の期逼まれり。君本書の意を以て選舉民に説き、本書の義を以て郷黨に話さば、舊水戸領は、由來、敬神尊皇を以て念とし、固有の道義を尊重するの士に富める處、

また現時、政黨の腐敗を嫌忌し、憤慨するの士に乏しからずと聞く、士民必ずや、
箚食壺漿して君を迎へんなり。君また、最大多数を以て、當選せんこと疑なき
なり。かくして、君また、更に帝國議會に活躍せらるゝ事、舊に倍し、益々進みて、
斯道の爲に盡瘁せられんこと切望に堪へずと。君微笑して去りしが、數日前、
一書を寄せていはく、彼の書、印刷に附して、今將に成らんとす。速に一言を添
へよと。予欣喜措く能はず、拙劣を顧みず、直に秃筆を馳せて、予が知れる方面
に關する君の平生を序し、かつ予が君を景慕するの念、切なる所以のもの、其の
所由あることを明らかにすと云爾。

附言 予が所謂神道は、君の所謂道義なり。恐れながら、故神道總裁 有栖
川一品、宮の令旨を、左に謹寫して、相共に拜誦せんとす。令旨、雄大明晰、蓋し
思ひ半に過ぐるものあるべければなり。

伏シテ惟ルニ

神道ハ

皇國ノ大道

天祖ノ懿訓ニシテ

皇統一系天壤ト窮リ無キハ則チ斯道ノ存スル所以ナリ夫

皇國ノ臣子タル者誰カ奉戴セザル者アラランヤ云々

明治四十五年四月九日

辱 交 高山昇 拜 識

帝國憲政と道義 終

明治四十五年四月三十日再發行
 明治四十五年四月三十日再發行
 明治四十五年四月三十日再發行

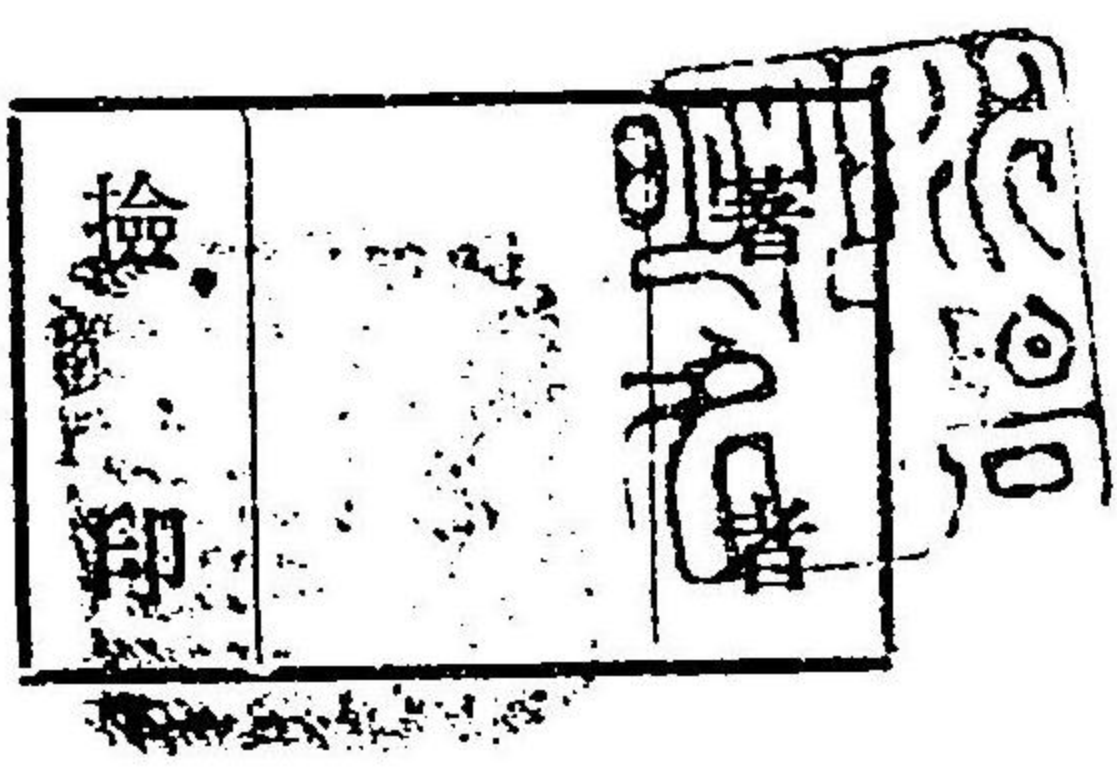
帝國憲政と道義 全一冊
 定價金壹圓八拾錢

著者 大津 淳一郎

發行者 森山 章之丞
東京市神田區表神保町二番地

印刷者 三島 宇一郎
東京市神田區表神保町二番地

印刷所 弘文堂印刷所
東京市神田區表神保町二番地



9.4.18

發行所

東京市神田區表神保町二番地
 電話本局四三七、一五三九、三三六七、
 振替貯金口座東京一三五

同文館

大賣捌所

東京牛込、朝鮮京城、東京神田、大阪東區、大阪北區
 同文館支店、日韓書房、東京堂、寶文館、盛文館

法政第一課
31.4.23

